

【6】 それ自体では特定の時点を示さないが、研究が進めば釈尊の生涯のどの特定の時点のものであるかが分かっていくことが期待される記事

[1] それ自体では示さないが、研究が進めば釈尊の生涯のどの特定の時点のものであるかが分かっていくことが期待されるもの、すなわち間接的に示すものがある。これには例えば次のようなものが考えられる。なお、すでに釈尊の晩年に、釈尊に先んじて亡くなったことが知られている舍利弗・目連の死に関するものは前項に含めた。

- (1) 飢饉や洪水、地震などの天変地異に関する記事
- (2) 戦争や政権の交替などの政治状況に関する記事
- (3) 園林・寺院などの建造・修復記事
- (4) 釈尊教団の制度成立に関する記事
- (5) サンガ内の事件に関する記事
- (6) 夏安居の場所
- (7) 仏弟子の各伝
- (8) 外道に関する記事

[2] 釈尊の教化活動45年の間には、各地に飢饉や洪水、地震などの天変地異があったものと想像される。自然に依存しなければならぬ度合いは今よりも格段に高かった古代インドにおいては、それは釈尊や仏弟子たちの生活に多大な影響を与えざるを得なかったであろう。

『大般涅槃経』には釈尊入滅に先立つ最後のヴェーサーリでの雨安居は飢饉で、仏弟子たちは知己・親戚を頼って各地に分散して安居しなければならなかったとされている。このようにもし釈尊成道何年に、どこそこで飢饉があったということがわかれば、それに言及する資料はその時のことであると推定することができる。

あるいは、年代が特定できなくとも、原始仏教聖典の所々にはこれら天変地異のことが記されているから、それらの場所が同じなら同じときの事柄であったとも想像でき、複数の資料がアイデンティファイされるわけである。

試みに原始仏教聖典が言及する飢饉の記事を国別に分けて以下に紹介しておく。(現時点でのデータであるので必ずしも万全なものではない。またパソコンに入力されているデータの生のままを使用したので、用語や語法が不統一の部分があるが諒とされたい。‘Jātaka’の導入部、結部の散文部分は原始聖典に含めることはできないが、ここでは例外的にこれも取り上げた。順序はパーリ語の地名を仮名表記した上での50音順である。なお聖典の紹介の順序は不同である。以下同じ。)

[2-1] ヴェーサーリ (Vesāli 毘舍羅、維耶離)

長阿含経002「遊行経」(大正01 p.015上) ; 「此土飢饉乞求難得」であった。そこで釈尊は比丘たちに分散して安居を過ごすように命じられた。

白法祖訳「仏般泥洹経」巻上(大正01 p.164中) ; 「維耶梨国飢饉穀糶騰貴」であった。そこで釈尊は比丘たちに分散して安居を過ごすように命じられた。

失訳「般泥洹経」巻上(大正01 p.180上) ; 「是歳竹芳邑飢饉穀糶騰貴」であった。そこで釈尊は比丘たちに分散して安居を過ごすように命じられた。

‘Mahāparinirvāṇasūtra’（上 p.274）；その時飢饉が起こったので、釈尊は比丘たちに分散して安居を過ごすように命じられた⁽¹⁾。

Vinaya「波羅夷001」（vol.Ⅲ p.015）；その時ヴァッジ国は飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じ、余物を得て生存することは容易ではなかった（*tena kho pana samayena Vajjī dubbhikkhā hoti dvihitikā setatthikā salākāvut tā na sukarā uñchena paggahena yāpetum*）。そのときスディンナ・カラダカプッタ（Sudinnakalandakaputta）は母親に財産を継がせるために子供を作ってくれと頼まれ、不浄を行った。

四分律「波羅夷001」（大正22 p.569下）；「時世穀貴乞求難得」であった。その時迦蘭陀村須提那子（Sudinnakalandakaputta）は母親に跡継ぎを作ってくれと頼まれて不浄を行った。

五分律「波羅夷001」（大正22 p.002下）；「時世飢饉諸比丘入城分衛者都無所獲」であった。時に須提那は母親に跡継ぎを作ってくれと頼まれて不浄を行った。

十誦律「波羅夷001」（大正23 p.001上）；「時世飢饉乞食難得、諸人民妻子尚乏飲食」であった。そのとき須提那迦蘭陀子は母親に懇願されて跡継ぎを作るために不浄を行った。

僧祇律「波羅夷001」（大正22 p.229上）；「（成道5年）爾時毘舍離城人民飢餓五穀不熟白骨縱橫乞食難得」であった。耶舎・迦蘭陀子は母親に懇願されて跡継ぎを作るために不浄を行った。

根本有部律「波羅夷迦001」（大正23 p.628上）；「（成道13年）世飢饉乞食難得、父母於子尚不相濟況余乞者」であった。そのとき羯蘭鐸迦の子・蘇陣那は母親に懇願されて跡継ぎを作るために不浄を行った。

Vinaya「波羅夷004」（vol.Ⅲ p.087）；その時ヴァッジ国は飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じ、余物を得て生存することは容易ではなかった（*tena kho pana samayena Vajjī dubbhikkhā hoti dvihitikā setatthikā salākāvuttā na sukarā uñchena paggahena yāpetum*）。そこで比丘たちは上人法を讚歎しあって食を得た。

四分律「波羅夷004」（大正22 p.577中）；「時世穀貴人民飢餓乞食難得」であった。そこで比丘たちは上人法を讚歎しあって食を得た。

五分律「波羅夷004」（大正22 p.009上）；「時世飢饉乞食難得」であった。そこで比丘たちは過人法を讚歎しあって食を得た。

十誦律「波羅夷004」（大正23 p.011上）；「時世飢饉乞食難得、諸人妻子尚乏飲食、何況与乞人」であった。そこで比丘たちは過人法を讚歎しあって食を得た。

根本有部律「波羅夷迦004」（大正23 p.675）；「爾時世尊未入涅槃安住於世……時世飢饉飲食難求、父母妻子尚不相濟」であった。そこで比丘たちは上人法を讚歎しあって食を得た。

根本有部律「（比丘尼）波羅夷迦004」（大正23 p.926中）；世尊は竹林聚落の北の升提波林におられた。「時逢飢饉乞食難得」。そこで親戚・知人を頼って各所に分散して安居するようにと指示された。

Vinaya「波逸提008」(vol.IV p.023) ; その時ヴァッジ国は飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じ、余物を得て生存することは容易ではなかった (tena kho pana samayena Vajjī dubbhikkhā hoti dvihitikhā setaṭṭhikā salākāvuttā na sukarā uñchena paggahena yāpetum)。そこで比丘達は互いに上人法を説き、安易に生活の糧を得た。

五分律「波逸提008」(大正22 p.040中) ; 「時世飢饉乞求難得」であった。そこで比丘達は互いに過人法を説いた。

十誦律「波逸提007」(大正23 p.071中) ; 「時世飢餓乞食難得、諸人妻子自乏飲食況与乞人」であった。そこで比丘達は互いに過人法を説いた。

根本有部律「波逸提008」(大正23 p.773下) ; 「時逢飢饉乞食難得」であった。そこで比丘たちは安居終わって憔悴して世尊のところに挨拶に来たが、500人の比丘たちは肥え太っていた。

僧祇律「提舍尼002」(大正22 p.397上) ; 「是時世飢餓乞食難得」であった。尸利摩比丘尼は世尊から声聞尼中福德第一と褒められるような人であったので、乞食には困らなかった。しかし比丘に乞食した食を与えたので自分は食べられない日が続き、倒れた。

五分律「食法」(大正22 p.148上) ; 「時世飢饉乞食難得」であった。「食と共に1処に宿するを聴す」「住処に在りて食を作るを聴す」「自ら食を作るを聴す」と説かれた。

十誦律「医薬法」(大正22 p.190中) ; 「是時飢餓乞食難得」であった。「飢餓時比丘若食竟小食先受、不受残食法聴嗽」「聴飢餓時食竟持残食去、若不受残食法而食」と定められた。

五分律「食法」(大正22 p.152中) ; 「時世飢饉乞食難得」であった。果種・菜種を植えて食することを許された。

(1) 中村元訳『遊行経』(大蔵出版社)中のサンスクリット・テキストからの和訳を使った。以下同じ。

[2-2] ヴェーランジャー (Verañjā)、蘇羅婆国 (Sūrasena)

Vinaya「波羅夷001」(vol.III p.006) ; その時ヴェーランジャーは飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じ、余物を得て生存することは容易ではなかった (tena kho pana samayena Verañjā dubbhikkhā hoti dvihitikhā setaṭṭhikā salākāvuttā na sukarā uñchena paggahena yāpetum)。そこで世尊も比丘たちも北路の馬商人から得た馬の飼料である麦を食した。

四分律「波羅夷001」(大正22 p.568下) ; 「(蘇羅婆国) 時世穀貴人民飢餓、白骨狼藉乞食難得」であった。そこで波離国 (Parikhā?) から来ていた馬商人から馬の飼料である麦を得て食した。

五分律「波羅夷001」(大正22 p.001上) ; 「時世飢饉乞求難得、入里分衛都無所獲」であった。世尊は毘蘭若邑で安居を過ごされたが、波利国 (Parikhā?) から来ていた馬商人に馬の飼料である麦をもらって食した。波羅夷第1条が制定された。

十誦律「波羅夷001」(大正23 p.001上) ; 「(毘耶離国) 時世飢饉乞食難得、諸人民

妻子尚乏飲食、何況能与諸乞求人」であった。波羅夷第1条が制定された。

十誦律「医薬法」(大正23 p.187中) ; 阿耆達 (Agidatta) は、毘羅然国 (Verañjā) の王である。彼は祇樹給孤独園におられる世尊に会いに行き、夏坐を請じる。それに応じて世尊は、500人の大衆とともに毘羅然国に至る。そこには精舎が無く、城北に勝葉波という名の林にとどまる。舍利弗は阿牟末迦山で、その他はここで雨安居を過ごす。波羅奈国 (Bārāṇasī) 人の馬子、比丘等の飢餓するを知って馬麥を給す。

[2-3] サーヴァッティ (Sāvatti 舍衛城)

十誦律「尼薩耆波夜提029」(大正23 p.059上) ; 「時世飢儉乞食難得」であった。1人の居士が仏・僧に飲食を供養しようと思ったが、財物が足りなかった。

十誦律「波逸提030」(大正23 p.086上) ; 「時世飢饉飲食難得」であった。ある居士は必ずしも裕福ではなく、自分たちも食べられない状態であったが、祇園精舎の比丘達を招待した。

根本有部律「波逸底迦030」(大正23 p.809上) ; 「時世飢饉乞求難得」であった。

「比丘尼の讚嘆した食を取れば波逸提」と定められた。

十誦律「波逸提033」(大正23 p.090上) ; 「時世飢儉」であった。昧眼は父母の元に里帰りしていたが、夫が迎えの使いをよこしたので、帰るときに夫のみやげにと餅を作った。

僧祇律「単提052」(大正22 p.373下) ; 「時世飢儉」であった。食を乞うものが多く、阿難は外道の出家女の1人に誤って2個の餅を与えた。「夫だ、だから鼻負した」とけんかになった。

四分律「提舍尼001」(大正22 p.695下) ; 「時世儉穀貴人民飢餓、死者無限乞求難得」であった。蓮華色比丘尼は比丘に乞食した食を与えたので自分は食べられない日が続き、倒れた。

十誦律「波羅提舍尼001」(大正23 p.131上) ; 「時世飢儉」であった。しかし華色比丘尼は有徳で乞食には困らなかった。しかし乞食した食を比丘に与えたので自分は食べられない日が続き、倒れた。

十誦律「比丘尼捨墮027」(大正23 p.316上) ; 「時世飢儉」であった。そのとき比丘尼たちは房を作ろうとして資材を乞い、それを食に換えてしまった。

根本有部苾芻尼毘奈耶「波逸底迦073」(大正23 p.997上) ; 「時世飢儉乞求難得」であった。「蒜を食べれば波逸底迦」と定められた。

Vinaya「葉鍵度」(vol. I p.215) ; 「その時飢饉があった (tena kho pana samayena dubbhikkhe)」「林中所生と池中所生のものは、食し終って謝した後でも、残食でないものを受けてよい」と定められた。

十誦律「雜法」(大正23 p.282下) ; 「爾時飢餓乏食」であった。1比丘あってまだ5臘に満たない者が、親戚の家で4, 5日を過ごし、引き留められたが、依止を用いているからと帰った。「飢饉のときは、日々和尚に会えるところにいればよい」と定められた。

十誦律「雜法」(大正23 p.292中) ; 「時世飢儉乞食難得」であった。比丘尼に対して「飢饉の時には残食を比丘に与えてもよい」と定められた。

四分律「藥毘度」（大正22 p.869下）；「時世貴人民飢餓乞食難得」であった。その時私呵毘羅（Sihavira ?）という調象師が優婆塞となった。

増一阿含047-005（大正02 p.781下）；「今舍衛城穀米勇貴、乞求難果」であった。

増一阿含047-006（大正02 p.782上）；「今舍衛城乞食難得」であった。マガダ国は阿闍世王が非法を行じ、父王を殺して治化していた。

根本有部律「波羅底提舍尼002」（大正23 p.899中）；「時遭儉歲乞食難得」。食事に招待されたとき、十二衆比丘尼は、難陀は釈迦族出身で偉い坊さんだと宣伝し、その他の六群比丘にも同様に、多くの施食がいくようにした。「食事の席で比丘尼が指図するときには、これを拒まなければならない。そうしなければ懺悔すべし」。

十誦律「（比丘尼）尼薩耆028」（大正23 p.316中）；「世飢儉」であった。諸比丘尼は房舎を作ろうと布施を集めたが、食料の乏しいときだったので食料に換えてしまった。尼薩耆と定められた。

[2-4] ナーランダー（Nālandā 那爛陀）

SN.042-009（vol.IV p.323）；その時ナーランダーは飢饉で、食を得るに困難で白骨野に満ち、作物は葉茎のみを生じた（tena kho pana samayena Nālandā dubbhikkhā hoti dvihitikā setaṭṭhikā salākāvuttā）。そのときニガンタナータプッタの弟子であるアシバンダカプッタ（Asibandhakaputta）聚落主は世尊が大比丘衆と遊行されていることを非難した。

[2-5] バーラーナシー（Bārāṇasī 波羅捺、波羅捺斯）

四分律「藥毘度」（大正22 p.876上）；「時世穀貴人民飢餓乞食難得」であった。そこで釈尊は、穀貴き時は界内共食宿を聴す、界内煮を聴す、自煮食を聴す、と定められた。

四分律「比丘尼毘度」（大正22 928上）；「時世穀貴人民飢餓乞求難得」であった。そのとき世尊は比丘尼に食が余ったときには比丘に、比丘に食が余ったときには比丘尼に分け与えてよい、宿食も浄であると定められた。

四分律「藥毘度」（大正22 p.868中）；「時世穀貴乞食難得。時諸比丘乞食不得」であった。「不応食象肉」「不得食狗肉」等と定められた。

十誦律「医藥法」（大正23 p.186中）；「是時飢餓乞求難得馬大疫死」であった（梵摩達王Brahmadattaが登場する）。象・馬・狗・蛇の肉・脂・血・筋・骨を食うべからずと定められた。

[2-6] マガダ（Magadha 王舎城、耆闍崛山などを含む）

雜阿含914（大正02 p.230中）；尼毘氏（Nigaṇṭha Nātaputta）の弟子である刀師聚落主（Asibandhakaputta）は飢饉中に世尊が大勢の弟子を連れて遊行することを非難した。

別訳雜阿含129（大正02 p.423中）；尼乾陀の弟子である閉口姓の聚落主は世の中が飢饉であるのに、大勢で遊行して、田畑を踏み倒すと非難した。

雜阿含1144（大正02 p.302下）；「世尊涅槃未久、時世飢饉乞食難得」であった。阿難は多くの年少比丘を連れて南天竺に遊行したが、30人の比丘を還俗させてしまった。摩訶迦葉は阿難を「童子」と呼んで非難した。

別訳雑阿含119（大正02 p.417下）；「如来将欲涅槃……時世飢儉乞食難得」であった。

阿難は新学比丘をつれて南山聚落に遊行に出た。その途中で30人の年少比丘が還俗してしまった。大迦葉はその理由を知って、阿難を「無知で、小児の如し」と非難した。

根本有部律「僧伽伐尸沙010」（大正23 p.700中）；「時遭儉歲乞食難得」であったので、神通力を有する者は、北俱盧洲などへ行って食物を取ってきて食していた。

五分律「墮法033」（大正22 p.051上）；「爾時諸處飢饉乞食難得」であった。居士が1食ずつと用意した食を六群比丘は居座って食べた。「1住所で1食以上食すると波逸提」と定められた。

四分律「単提法032」（大正22 p.655中）；「爾時国界田殖不収米穀勇貴、乞食難得人皆飢色」であった。婆羅門の沙菟は、世尊が弟子1250人を連れてマガダ国から阿那頻頭国に遊行に出られたときに、500台の車に食料を積んで随行した。しかし阿那頻頭国の居士たちも歓待したので出番がなかった。そこで他の人々が出さないような料理を作った。世尊は、酥油・三種菜・粥・餅を食することを許された。

五分律「墮法035」（大正22 p.052上）；「爾時諸處飢饉乞食難得」であった。居士たちは自分の食を削り、何人かで協力しあって食を用意した。

五分律「墮法040」（大正22 p.054中）；「爾時此国飢饉乞食難得」であった。そこで四天王、帝釈、梵天などが現れて、われわれが応援するから遊行に出てくれと頼んだ。そこで世尊は大勢の衆生を連れてマガダ国に遊行された。

Vinaya「菜鍵度」（vol. I p.211）；飢饉であった（*tena kho pana samayena Rājagahaṃ dubbhikkhaṃ hoti*）。「屋内に蔵し、屋内に煮、自ら煮たるものを許す」と定められた。

四分律「菜鍵度」（大正22 p.871上）；「時世穀貴人民飢餓乞求難得」であった。「応在辺房静處結作浄厨屋」と定められた。

Vinaya「臥座具鍵度」（vol. II p.175）；飢饉であった（*tena kho pana samayena Rājagahaṃ dubbhikkhaṃ hoti*）。「僧次食（*saṃghabhatta*）・別請食（*nimantana*）・請食（*nimantanauddesabhatta*）・行籌食（*salākabhatta*）・15日食（*pakkhika*）・布薩食（*uposathika*）・月初日食（*pāṭipadika*）を許す」「差次食人（*bhattuddesaka*）を選ぶことを許す」と定められた。

五分律「布薩法」（大正22 p.123下）；そのとき世間は飢饉で、比丘たちは食を得ることができなかった。そこで王舎城に集まってきた。以前に住していた僧房は住人がいなくなって荒れた。それらの界を併せて大きな界を作ってよい（管理するために戻れるから）。豊かになったらビンビサーラ王は諸比丘が遊行することを願った。本の住処に戻り、界を小さくしてよい。

根本有部律「破僧事」（大正24 p.202下）；世尊は王舎城・竹林園におられた。その時飢饉であったので、世尊は1人で安居された。

[3] 提婆達多の破僧に関連して、マガダの王位はビンビサーラ王から阿闍世王に移った。それに連動してコーサラとマガダの関係も不穏になったと原始聖典は伝えている。また『大

般涅槃経』は阿闍世王はヴァッジ族の侵攻を恐れて、パータリプッタに城を建造していたという。

釈尊の活動も、世俗からの物質的経済的支援なしには運営できない教団も、こうした政治的状況に左右されざるを得ないわけであって、そこで原始仏教聖典には所々に戦争などに関する記述が残されている。現時点では阿闍世王がビンピサーラ王を殺して王位を篡奪したのが成道何年であるかを知りていないが、もしこの年を特定できれば釈尊の生涯や教団の形成史の相当部分を明確にすることができる。

このように釈尊当時の政治的状況が明らかになれば、本研究に資する部分が多い。原始仏教聖典が戦争や叛乱などの政治的状況に言及するものを紹介してみよう。

[3-1] コーサラ国・波斯匿王 (Kosala・Pasenadi)

AN.010-030 (vol. V p.065) ; そのときコーサラの波斯匿王は戦いに勝つことを期待して戦場から帰ってきた (tena kho pana samayena rājā Pasenadi Kosalo uyyodhi-kāya nivatto hoti vijitasangāmo laddhāhippāyo) 。

増一阿含034-002 (大正02 p.690下) ; 是時波斯匿王随寿在世後取命終、便立流離太子為王。

十誦律「尼薩耆027」 (大正23 p.058上) ; 波斯匿王小国の反叛あり。

僧祇律「尼薩耆波夜提028」 (大正22 p.322上) ; 波斯匿王の大臣・仙人達多は、反叛者の彌尼刹利 (Meni) を王の命で討伐することになる。彼は安居の餘り10日前に衣を布施したいと言う。

僧祇律「単提032」 (大正22 p.352上) ; 比丘たちは余った食事を波斯匿王と彌尼刹利との戦いから帰ってきた兵隊に供養したので、賞金を貰った。

Vinaya「波逸提048」 (vol. IV p.104) ; そのとき拘薩羅王・波斯匿は軍隊を率いて出征せり。六群比丘は拘薩羅王波斯匿は軍隊を率いて出征するのを観ようとしてやってきた。王は非難し、世尊は律する。「出征軍を見るために行けば波逸提」

四分律「単提048」 (大正22 p.669中) ; 「時王波斯匿土境民人反叛、時王自領六軍征罰」。そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

五分律「墮045」 (大正22 p.056上) ; 「爾時辺境有事、波斯匿王嚴四種兵欲往討伐」。そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

十誦律「波逸提045」 (大正22 p.101上) ; 「爾時波斯匿王有小国反起四種兵、象兵馬兵車兵歩兵集四兵已、王自往看鎧仗好不、兵人樂不、爾所軍衆能破敵不」。そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

僧祇律「単提055」 (大正22 p.374中) ; 「爾時憍薩羅大臣名彌尼 (Meni) 刹利反叛、時波斯匿王集四種兵、選択良日与諸大臣椎鐘擊鼓欲往討伐」。そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

僧祇律「単提072」 (大正22 p.383下) ; そのとき舍衛城と毘舍離は険悪な関係にあった。

根本有部律「波逸底迦045」 (大正23 p.831上) ; 「時憍薩羅国辺隅反叛、勝光大王令一大将領兵征伐。其軍至彼遂被他降、如是再三皆被他破」。そのとき「出征軍を見るために行けば波逸提」と定められた。

根本有部律「波逸底迦047」（大正23 p.832中）；「同前辺隅反逆。王師既去令命給孤長者」。六群比丘は軍中に止宿して合戦などを見に行った。波逸提と定められた。

根本有部律「波逸底迦082」（大正23 p.873上）；「後於異時勝光王国辺隅反叛、王遣師伐被敗而歸。如是二三乃至七返、皆被他破遂北旋兵」。そのとき優陀夷は夜が明けないころから勝鬘（Mallikā）の所に行き、恥ずかしい姿を見てしまった。「門限を過ぎて後宮に入れば波逸提」と定められた。

十誦律「（比丘尼）僧残008」（大正23 p.309下）；「波斯匿王有小国反叛約勒千闍将令往伐之即往伐破還」。そのとき「賊女を出家させれば僧残である」と定められた。

四分律「（比丘尼）単提097」（大正22 p.746下）；「時王波斯匿辺界人民反叛」。六群比丘尼は遊行に出かけて乱暴された。波逸提と定められた。

四分律「（比丘尼）単提098」（大正22 p.747上）；「時波斯匿王界内人民反叛」。そのとき六群比丘尼はお構いなしに遊行にでた。「波逸提」と定められた。

十誦律「（比丘尼）波夜提097」（大正23 p.323上）；「爾時憍薩羅国主波斯匿王有小国反、王集四種兵、象兵馬兵車兵歩兵集四種兵已王自往伐」。そのときこの軍を見て年少の比丘尼たちが、長老比丘尼たちが止めるのも聞かず、「波斯匿王も、王子祇陀も、居士給孤独・尼師達多・富羅那も仏法を信じているから」と言っついていき、兵のために乱暴された。

四分律「受戒捷度」（大正22 p.811下）；「於異時波斯匿王土界人民反叛即遣軍往伐、逆為彼所破重遣軍往復為彼所破」。そのとき官人を出家させてはいけないと定められた。

十誦律「臥具法」（大正23 p.246上）；「爾時憍薩羅国荒乱以怖畏故諸比丘多集一処安居結夏」。

四分律「比丘尼捷度」（大正22 p.928下）；「爾時王波斯匿辺国反叛人民散乱」。六群比丘尼たちは危険のおそれある場所に行った。賊たちがこれをもてあそんだ。「辺国の危険なところに行くべからず」と定められた。

Jātaka415 ‘Kummāsapiṇḍa-j.’ (vol. III p.406)；末利（Mallikā）は16歳のある日のこと、花園に行って世尊に会い、食事を供養した。その時世尊は今日、拘薩羅（Kosala）国王と結婚するであろうと予言された。そのときコーサラ国王はマガダ国王の阿闍世と戦争して、負けて退却した。王は末利の膝で眠り、結婚することになった。末利は王に寵愛され、仏の保護者となった。

僧祇律「単提056」（大正22 p.374下）；「爾時憍薩羅国有利利大臣名曰彌尼（Meni）叛逆不順。時波斯匿王遣大臣征人達多領四種兵欲往討伐」。「因縁あって軍中に2, 3泊するのはよいが、それを過ぎると波逸提」と定められた。

根本有部律「波逸底迦046」（大正23 p.831下）；「時憍薩羅国辺隅反逆、王命討罰同前被破」。そのとき勝光王は給孤独長者を派遣することになった。「因縁あって軍中に2, 3泊するのはよいが、それを過ぎると波逸提」と定められた。

根本有部苾芻尼毘奈耶「（比丘尼）僧伽伐尸沙010」（大正23 p.935下）；「時勝光王有大軍将名能執劍常出征伐」。その間に妻が浮気をして、帰ってこれを知り、勲功として厳しい処置をする許可を得た。妻は命ごいして7日の猶予を得たが、その間に吐

羅難陀比丘尼が出家させてしまった。このことを勝鬘夫人に訴え、王に報告し、王は悩んだ。「賊女を出家させれば僧残である」と定められた。

五分律「安居法」(大正22 p.129下) ; 舍衛城の人々が祇園精舎に渠を作って通水しようとした。波斯匿王はこれを禁じた。ところが辺境に事があって王が出兵している間に、外道たちが渠を作ろうとした。訴えるために7日外出してよい。

四分律「安居毘度」(大正22 p.831下) ; 「爾時波斯匿王、辺国人民反叛、時王自領軍往討」。比丘らが辺国に行ったので、房舎が足りなくなった。少ない房舎の分け方を定められた。

四分律「安居毘度」(大正22 p.833下) ; 「爾時波斯匿王、辺国人民反叛、時王自領軍往討」。留守を預かった不信心な大臣が仏や僧に供養すべき衣食を横取りした。訴えるために雨安居中でも7日を限って外出してよい。辺国が背いたので波斯匿王が出兵した。留守を預かった不信心な大臣が祇園精舎を穿ち渠を通じようとした。訴えるために雨安居中でも7日を限って外出してよい。

十誦律 臥具法(大正23 p.246上) ; そのときコーサラ国は荒乱し、鬪戦していた。

五分律「比丘尼法」(大正22 p.189下) - 「時波斯匿王辺境有事遣軍征之」。有信の兵は比丘に食を供養してから出かけようとした。そこへ鉢の中に胎児を入れて捨てようとしていた比丘尼と出会い、譏った。「比丘尼は乞食の時比丘と出会ったら鉢を見せなければならない」と定められた。

[3-2] コーサラ (Kosala) とヴェーサーリ (Vesāli)

僧祇律「単提072」(大正22 p.383下) ; 「爾時舍衛毘舍離二国有嫌年年互相抄伐」。そのとき毘舍離人の盜賊が舍衛城に来て、人民のものを強奪していった。

[3-3] コーサンビー・ウデーナ王 (Kosambī・Udena 優填王)

十誦律「波逸提082」(大正23 p.125下) ; 「爾時優填王有小国反叛」。王は城の後事を摩健提 (Māgandhiya) 婆羅門に託して出征した。婆羅門は阿奴跋摩 (Anopamā) の父親で、ここまで取り立てられたのは娘のおかげだと考えて、舍彌婆提 (Sāmāvatī) の後宮を火事にさせて皆殺しにした。

[3-4] サーキヤ国 (Sākiya, Sakya, Sakkā 釈迦国)

Vinaya「提舍尼004」(vol. IV p.181) ; そのとき釈迦族の奴隸たちが反乱した (tena kho pana samayena Sākiyadāsakā avaruddhā honti)。釈迦族の女人は阿蘭若住処に食を供養しようとしたが、叛乱をおこした賤奴がこれを聞きつけ阿蘭若住処への途中にこれを襲った。人々は賊の出る僧園にて女人に危険を告げなかった比丘を非難した。

五分律「悔過004」(大正22 p.073下) ; 「爾時諸釋五百奴叛」。比丘はこれを人々に伝えたので人々は来なかった。賊たちは逆恨みして比丘を殺した。「賊がいると云ってはならない。来るなどのみ云え」と定められた。

Jātaka536 'Kuṇāla-j.' (vol. V p.412) ; 釈迦族とコーリヤ族がカピラヴァットゥとコーリヤ市の中間を流れるローヒニー河の水の利権をめぐる争った。

[3-5] マガダ国・ピンビサーラ王 (Magadha・Bimbisāra 頻婆娑羅)

Vinaya「第1大毘度」(vol. I p.073) ; その時マガダのセーニヤ・ピンビサーラ王の

辺国が反乱を起こした (tena kho pana samayena rañño Māgadhasa Seniyassa Bimbisārassa paccanto kupito hoti)。「王臣を出家せしむべからず」という規則が制定された。

四分律「受戒捷度」(大正22 p.779中)；「時摩竭王萍沙、備慮辺国遣人処処衛邏」
[3-6] マガダ国・阿闍世王 (Magadha・Ajātasatthu)

十誦律「(比丘尼)波夜提098(大正23 p.323中)；「爾時阿闍世王国界辺有小国反、集四種兵象兵馬兵車兵歩兵、集四種兵已王自往伐」。そのとき比丘尼たちは跋耆国 (Vajji) から王舎城に行くところであったが、この軍を見て年少の比丘尼たちが、長老比丘尼たちが止めるのも聞かず、「阿闍世王も阿婆跋陀童子も耆婆童子も阿盧那も仏法を信じているから」と言っついでいき、兵のために乱暴された。「波逸提」と定められた。

五分律「受戒法」(大正22 p.116中)；阿闍世王に千人力士という名がつくほどの健将がいて、この人も出家した。王が出軍しようとしたときこの人がいない。官人を出家させてはならないと定められた。

DN.016 'Mahāparinibbāna-s.' (vol. II p.72)；そのとき、マガダ王であって韋提希の子である阿闍世王はヴァヅジ国を征伐しようとしていた (tena kho pana samayena rājā Māgadho Ajātasattu Vedehiputto Vajji abhiyātu-kāmo hoti)。世尊は七不退法等を説かれた。

長阿含002「遊行経」(大正01 p.011上)；「是時摩竭王阿闍世欲伐跋祇」。世尊は七不退法等を説かれた。

白法祖訳「仏般泥洹経」巻上(大正01 p.160中)；「時摩竭国王号名阿闍世与越祇国不相得欲往伐之」。世尊は七法等を説かれた。

失訳「般泥洹経」巻上(大正01 p.176上)；「時摩竭王阿闍世与越祇不相得」。世尊は七法等を説かれた。

'Mahāparinirvāṇasūtra' (上 p.049)；是の時、摩揭國王であるヴィデー八国王の娘の子・阿闍世は、拔祇を伐たんと欲していた。世尊は七不退法等を説かれた。

中阿含142「雨勢経」(大正01 p.648上)；「爾時摩竭陀王未生怨鞞陀提子与跋耆相憎」。世尊は七不衰法を説かれた。

根本有部律苾芻尼毘奈耶「(比丘尼)波逸提103(大正23 p.1003下)；「時未生怨王於廣巖城為大怨讐欲行討撃」。「国中の賊のいるところを遊行すると波逸提」と定められた。

根本有部律「波羅市迦004」(大正23 p.677下)；「時摩揭陀国未生怨王与廣巖城諸栗姑毘先有違逆。未生怨王乃嚴整四兵象馬車歩、往仏栗氏国欲共鬪戰」。このとき兵が目連に予言を求めた。

十誦律「雑法」(大正23 p.283中)；仏は王舎城におられた。そのとき跋難陀釈子は王軍の将を度した。そのとき辺国に反乱があり、将がないので王(王の名前は不明。とりあえず阿闍世として処理した)が怒った。

[3-7] マガダ国とコーサラ国

五分律「墮066」(大正22 p.063中)；「爾時拘薩羅摩竭二国互相抄掠、二国中間道

路断絶」

Jātaka239 ‘Haritamāta-j.’ (vol. II p.237) ; 阿闍世が父ビンビサーラを殺す。ビンビサーラの妻（コーサラ王の妹？）は愛情から死ぬ。それから阿闍世とコーサラ王の間に戦が起こる。

Jātaka283 ‘Vaḍḍhakisūkara-j.’ (vol. II p.403) ; 阿闍世がビンビサーラを殺しコーサラ・デーヴィーも悲しみから世を去る。パセーナディ（波斯匿王）は自分の姉妹（コーサラ・デーヴィー）の死によって彼女の持参金だった迦尸（Kāsi）村を阿闍世に与えまいと思い、パセーナディと阿闍世の間で迦尸をめぐる争いとなる。最終的に戦争に勝ったパセーナディは娘ヴァジラ・クマーリーを自分の甥にあたる阿闍世に与え迦尸村を持参金にした。

[4] 原始仏教聖典はそれがいつの出来事であったかということを示さないが、その場所は示されている。そしてその多くは「仏在舎衛國祇樹給孤独園」というように園林・精舎である。もちろん祇樹給孤独園は給孤独長者によって寄進されたのであるが、このようにその経が「釈尊が祇樹給孤独園におられたときのこと」というなら、原始仏教聖典の編集者たちはその経が、給孤独長者によって寄進された後の出来事であるとイメージしていたことになる。

そこで各地の園林・寺院がいつ寄進、建設されたのか、それらにはどのような因縁があったのかなどがわかれば、1つ1つの聖典がイメージしている年代を推定することができる。以下に園林・精舎の建設・修復などに関する記事を国・都市別に紹介する。

[4-1] アーラヴィー (Ālavī)

四分律「僧残006」（大正22 p.584上）；世尊は、私の房舎を作ることを許す。曠野国（Ālavaka）の比丘が大房舎を作ろうと、諸の居士に資材・人材などを要求するので、避けるようになる。時に、摩訶迦葉ら500人の比丘が、摩羯国（Magadha）より曠野城（Ālavī）に来る。城中で乞食をしようとするが、諸の居士が避ける。その時、世尊も1250人の比丘らと共に羅闍城（Rājagaha）から曠野城へやってくる。摩訶迦葉は、当地の居士の様子を世尊に告げる。世尊は、1螺髻の梵志と摩尼犍大竜王（Maṇikanṭha）の過去物語などを説いて不正に乞求することを呵責する。そして世尊は、学処「無主にして自のために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」と制する。

五分律「僧残006」（大正22 p.013上）；阿荼脾邑（Ālavaka）の諸比丘が自らの房を作ろうと、資材・人材などを諸の居士に要求するので、居士らは避けるようになる。世尊は、祇洹から阿荼脾邑（Ālavī）へやってくる。大迦葉が乞食をすると、居士らが逃げる。大迦葉はその様子を世尊に告げる。世尊は、種々の過去物語を説いて不正に乞求することを呵責し、学処「無主にして自のために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」と制する。

十誦律「僧残006」（大正23 p.020中）；阿羅毘（Ālavaka）の比丘は、房舎を作るのに、しばしば居士に資材・器具などを乞い、その作業に専念して読経・坐禅などが蔑ろにされていた。ある時、大迦葉が阿羅毘城（Ālavī）で乞食をすると、居士らが阿羅

毘の比丘を非難した。大迦葉はそれを世尊に告げる。世尊は、「無主にして自のために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」と制する。

僧祇律「僧残006」（大正22 p.279上）；諸比丘は曠野の中に500の私房を作ろうとしていた。営事比丘が房舎を作ろうとして諸の檀越を悩ます。舍利弗は、それを聞いて世尊に告げる。世尊は、営事比丘を呼び過去物語を説いて諫め、「無主にして自のために房を作るときには規定の大きさを越えれば僧残」と制する。

根本有部律「波逸底迦082」（大正23 p.885上）；世羅比丘尼 (Selā) から妙音 (Ghoṣiṭṭhā) に預けられた紺容 (Sāmāvatī) はきれいになり、マガダ国の影勝王 (ピンビサーラ) から、コーサラ国の勝光王 (パセーナディ) から、コーサンビーの明勝王からも、広巖城 (ヴェーサーリ) の栗姑毘 (Licchavi) から求められていたが、紺容は曠野手を選んだ。しかし曠野手は仏法を求めていたので結婚しなかった。しかし紺容の求めに応じて城外に寺院を建てて、死んで無熱天に生まれた。

十誦律「雑法」（大正23 p.278中）；世尊は阿羅毘国 (Āḷavi) に住しておられた。新しい僧伽藍が作られたが、地を掃くものがなかった。掃箒を作るべし。

十誦律「雑法」（大正23 p.280上）；世尊は阿羅毘国に住しておられた。新しい僧伽藍が作られたが、地を掃き、糞物を捨てるものがなかった。糞箕を作るべし。

十誦律「雑法」（大正23 p.278下）；世尊は阿羅毘国におられた。そのとき、新しい僧伽藍ができたが、日照りが続いて地が焼けついた。その後多に雨が降り、地がどろどろになった。足踏みを作れ。優波離が材料について質問した。

十誦律「雑法」（大正23 p.284上）；世尊は阿羅毘国におられた。そのとき、新しく僧伽藍ができて経行処がなかった。作ってよい。

[4-2] ヴェーサーリ (Vesāli)

MN.052 'Aṭṭhakanāgara-s' (アッタカ城人経 vol. I p.349)；アッタカ城人居士ダサマ (Dasama) がパータリプッタとヴェーサーリの比丘を集めて供養。各比丘に各1衣を贈る。阿難に三衣。阿難の為に500僧房を建立。

AN.011-017 (vol.V p.342)；八城の居士第十(ダサマ Dasama)は所用でパータリプッタに来た。その時、鶏園の1比丘のところへ行って阿難の所在を聞く。比丘は阿難がヴェーサーリの竹林邑に居ることを伝える。彼は所用を済ませてから阿難のもとへ行く。八城の居士第十は阿難のために500の精舎を建立した。

増一阿含019-011 (大正02 p.596上)；菴婆婆利女 (Ambapālī) が菴婆婆利園 (Ambapālivana) を寄進する。(※『大般涅槃經』の相応箇所と同じ内容になっている。『大般涅槃經』は省略した。)

根本有部律「泥薩祇波逸底迦019」（大正23 p.743中）；リッチャヴィ族 (Licchavi) の人々は、比丘らの居を見て、自分たちと同じ高さ6, 7重の房舎を造ったが、時経て壊れてきた。そこで彼等は、無尽物を施して建物を造営修復したいと施物をもって比丘らのところへ行く。世尊は、「若しサンガの為に營造する所あらんには無尽物を受けよ」、「若しサンガの為には応に利潤を求むべし」「……出息を作すべからず」「……交易を作すべからず」等と制する。

Vinaya「葉韃度」（vol. I p.230）；世尊はコーディガーマに随意の間住して後、ニヤー

ティカー村に行かれ、那陀村ギンジャカーヴァサタに住された。アンバパーリーは食事を供養し、菴婆婆梨園を仏を上首とする比丘らに寄進した。それから世尊は大林・重閣講堂に住された。

五分律「衣法」（大正22 p.135中）；『遊行経』に対応。阿范和利（Ambapālī）は本福を為さんと欲して、毘舍離（Vesālī）の諸の園觀中にて「第一」の園を世尊に寄進する。

Vinaya「臥座具捷度」（vol. II p.159）；祇園精舎を受けに舍衛城に行く途中でヴェーサーリに立ち寄る。ここでは大林重閣講堂が建造中であり、世尊はここに留まった。「営事を与えることを許す」。

[4-3] ヴェーランジャー国（Verañjā 毘羅然国）

十誦律「医薬法」（大正23 p.187中）；阿耆達（Agidatta）は、毘羅然国（Verañjā）の王である。彼は、祇樹給孤独園におられる世尊に会いに行き、夏坐を請じる。それに応じて世尊は、500人の大衆とともに毘羅然国に至る。そこには精舎が無く、城北の勝葉波という名の林にとどまる。舍利弗は阿牟末迦山で、その他はここで雨安居を過ごす。波羅奈国（バーラーナシー）人の馬子、比丘等の飢餓するを知って馬麥を給す。1女、請わざるに馬麥で乾飯を作る、請わざるに作るものはこの福無量。

[4-4] カーシ国（Kāsi）

十誦律「安居法」（大正23 p.173下）；世尊は舍衛城におられた。そのとき、迦夷国（Kāsi）に象力という村があり、ここに憂田（Udena）という富裕な居士がいた。僧のために僧坊を建て、招待したが雨安居中ということで来なかった。「7衆のために、7夜行くことを許す」

[4-5] カピラヴァットゥ（Kapilavatthu 迦維羅城）

MN.053 'Sekha-s.'（vol. I p.353）；「カピラヴァットゥの釈迦族に新たに会堂が建立されたばかりの時」という。

SN.035-202（vol. IV p.182）；迦毘羅衛城なる釈迦族のために集会堂新たに建てられて未だ久しからず、沙門婆羅門あるいは他の何人もこれに住みたるものあらざりき。世尊にまずこれを使ってもらうことを願う。

根本有部律「泥薩祇波逸底迦029」（大正23 p.757上）；釈迦処の販葦人聚落、1長者は、ある比丘のために1住処（寺）を作った。その寺に別人である具寿羅怛羅（Rāhula）がときどき住んでおり、長者は彼に施していた。ある時羅怛羅は、しばらく用事があってその寺を去り、室羅伐城（舍衛城）に行った。再び羅怛羅が戻ったとき、長老が「寺をサンガに寄進した」と言っているのを聞いて、どのようにしたらよいか、世尊のもとに行って尋ねる。世尊は、彼に「長者、自分に身語意に不善処あるを見て嫌賤を生ぜりや」と聞くように教える。

五分律「衣法」（大正22 p.140下）；舍夷国は一切異姓と婚姻しなかった。波斯匿王は兵強を恃んで、釈迦族の娘との結婚を求めたのに対し、1好婢をあてがった。そして琉璃（Viḍḍabha）が生まれた。8歳の時、釈摩南について射を学ぶために遊学した。その時諸釈は新に大堂を造ったところで、仏及び諸弟子に供養した後、中に入るつもりであったが、琉璃は眷族とともに忽ちに入って遊戯した。釈迦族はこれを見て

下賤の婢子と蔑んだ。射法を学んで舎衛城に帰り、王位を継いだ。そして釈迦族を討たんとしたが、世尊が舎夷樹下に座して、王を待ち、これを阻んだ。ついには諦め、王、釈迦族を滅ぼす。（「釈摩南（Mahānāma）は琉璃王の所に到るに、琉璃王は外家公（外祖父）を以て」話しかける）。釈摩南、入水自殺する。琉璃王は眷族と共に船に乗り阿夷河（Aciravati）に入ったが、7日して船が転覆して1時に死尽した。

「優婆塞に衣を貸すこと」「貸す（借りる）を許す…」

根本有部律「泥薩祇波逸底迦004」（大正23 p.718上）；浄飯王は、世尊の帰城に当たって、城外の阿羅若処屈路陀林（Nyagrodha）に逝多林と同じ16大院・60房を造作させる。世尊は尊者・橋陣如（Añña-kondañña）、高勝、婆瑟波、大名（Mahānāma）、無滅（Anuruddha）、舍利子、大目連、迦提波、名称（Yasa）、円満らとともに帰城される。

[4-6] コーサラ国（Kosala 橋薩羅）

四分律「単提法031」（大正22 p.654下）；世尊は舎衛城・祇園精舎におられた。そのときコーサラ国に比丘の住所のない村があり、ある居士がそこに住所を作って、ここに住するものは1食（1宿）だけ食してよいと定めた。そこへ六群比丘がやってきて、食があると云って住み着いてしまった。非難が生じた。「1住所で1食以上食すると波逸提」。その村へ舍利弗がやってきて、1食を食したが病気になって動けなくなった。「病気の場合は除く」。

十誦律「波逸提032」（大正23 p.089中）；世尊は舎衛城におられた。そのときコーサラ国の居士たちが福德舎を作って、沙門たちを接待した。そこへ六群比丘がコーサラ国から舎衛城へ行こうとしてやってきて、食があると云って住み着いてしまった。非難が生じた。「1福德舎で1食以上食すると波逸提」。

十誦律「（比丘尼）僧残007」（大正23 p.309上）；世尊は舎衛国におられた。そのとき比丘たちは婆祇多城の近くに僧坊を建てた。ところがこれは町中でうるさかったので、安闍那という長者が阿闍那林中に僧坊を立てて寄進した。諸比丘尼たちがコーサラ国を遊行して舎衛国に至り、婆祇多城にきて、比丘が捨てた僧房を使うことの許可を得た。ところが僧房主が死んだということで、その子たちが財産分けをしており、争いとなった。比丘尼のうち修目佉という比丘尼は居士とけんかし、居士に打たれたので、官に訴えてた。官は居士の手を切る刑に処した。非難が生じた。世尊は「訴訟すべからず」と制する。

Vinaya「入雨安居犍度」（vol. I p.139）；コーサラ国にウデーナという優婆塞があり、サンガのために精舎を建立した。「もし7種の人より、7日間の所用のために使いを受ければ、行くことを許す」。

[4-7] コーサンビー（Kosambī 橋賞弥）

根本有部律「波逸底迦082」（大正23 p.882上）；俱舍弥国（Kosambī）に善財という長者があり、声が良いため妙音（Ghosīṭa）と呼ばれていた。王はその人柄を見込んで大臣とした。あるとき南方から世尊の評判を聞いて、祇園精舎の世尊に会いに沙門たちがやって来る途中で妙音の義堂（布施するための建物）に泊まった。3ヶ月の雨期を過ごした後、彼らは一緒に給孤独長者の所へ行き、説法を聞いて世尊をコーサン

ビーに招待した。世尊は大准陀 (Mahācunda) に営事を任命して妙音園 (Ghoṣiṭārāma) にヴィハーラができたとき、世尊は行って「7福業事」と「7無事福業」を説かれた。

Jātaka353 ‘Dhonasākha-j.’ (vol. III p.157) ; 菩提王子がコーカナンダという宮殿を造らせた。「他の国王にもこのような宮殿をつくるかも知れない」と考えて大工の目をえぐりとった。

四分律「僧残007」(大正22 p.586中) ; 尊者闍陀 (Channa) は、優填王 (Udena) から精舎を寄進したいとの意向を受け、拘睺彌城 (Kosambī) 近くのニグローダ神樹を切り倒して大屋を作る。諸の居士、諸の比丘は、これを見て呵し、世尊に告げる。世尊は、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

五分律「僧残007」(大正22 p.014中) ; 闍陀 (Channa) 比丘は、諸人の精舎の寄進の申し出に、神樹を切ってそこに建立しようとした。諸の長老比丘は、これを聞いて呵責し、世尊に告げる。世尊は、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

十誦律「僧残007」(大正23 p.021中) ; 闍陀 (Channa) 比丘は、多知識の故に、神樹を切って大房舎を作った。諸人は非難する。世尊は、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

僧祇律「僧残007」(大正22 p.279上) ; 拘睺彌国 (Kosambī) の500の比丘は、私房を作っていたが、闍陀比丘 (Channa) だけには作ってくれる人がいなかった。そこで彼の施主である阿跋吒は、500金銭を寄進する。闍陀比丘は、金銭が足りずに房舎を作るに薩羅林樹を切った。それを聞いた世尊は、諸比丘に闍陀比丘の因縁譚 (伽尸国の鏡面Ādāsamukha王子) を語った。世尊は、拘睺彌城に依止する比丘を集めて、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

根本有部律「僧伽伐尸沙007」(大正23 p.689上) ; 六群比丘は、寺を建立しようと闍陀 (Channa) に話を持ちかける。そこで闍陀は、サンガのための住処を王の所有地に営造しようとして、王に造立する許可を得る。許可を得た六群比丘は、その土地にあった形勝の大樹を切ったので、諸人が非難した。世尊は、学処「有難処・無行処に比丘の指示なしに大精舎を作れば僧残」と制する。

Vinaya「波逸提019」(vol. IV p.047) ; 世尊はコーサンビー・瞿師羅園におられた。そのとき檀越大臣は闍陀 (Channa) のために精舎を作ったが、闍陀が茅を3度も葺き壁を4度も塗ったところ精舎は(重みで)倒れてしまった。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と制する。

四分律「単提法020」(大正22 p.647上) ; 世尊はコーサンビー・瞿師羅園におられた。そのとき闍陀は精舎を作ったが、闍陀が茅を3度も葺き壁を4度も塗ったところ精舎は(重みで)倒れてしまった。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と律する。

五分律「墮019」(大正22 p.044下) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき闍陀 (Channa) は精舎を作ったが、闍陀が茅を3度も葺き壁を4度も塗ったところ精舎は(重みで)倒れてしまった。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と制する。

十誦律「波逸提020」(大正23 p.080上) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき

闍陀 (Channa) は精舎を作ったが、闍陀が茅を4度も葺き壁を4度も塗ったところ精舎は(重みで)倒れてしまった。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と律する。僧祇律「単提020」(大正22 p.345上) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき闍陀 (Channa) は精舎を作ったが、闍陀が王の力に頼ってまでして、茅を3度も葺き壁を4度も塗って、周りの草を殺した。世尊は「4重以上に覆えば波逸提」と制する。根本有部律「波逸底迦020」(大正23 p.789下) ; 世尊はコーサンビー・瞿師羅園におられた。そのとき六群比丘は他の寺を象馬の小屋のようだと軽蔑した。そこで比丘たちは自分では石1つも安置できないくせに、と言いついた。そこで難陀 (Nanda) と優波難陀 (Upananda) は、6人と相談して立派な寺を造ろう、ということになった。ところで闍陀 (Channa) もまた大寺を造ろうとしていた。しかし目ぼしい資産家は、すでに馬勝 (Assaji)、吠陀羅、婆洸 (Vappa)、大名 (Mahānāma)、滿慈 (Puṇṇa-mantāniputta)、無垢 (Vimala)、牛王 (Gavampati)、舍利弗、大目連の檀越になっていた。そこで1人の長者のところに行き、敬信を生じさせて、寺を造ることになり、サンガに當事人を指名してくれと頼んだ。舍利弗はわたしはかつて祇園精舎を作った。大准陀 (Mahācunda) はこの瞿師羅園を作った。あなたが作れということになった。世尊は六群比丘・闍陀の作った寺は崩れると観察され、阿難にそれでは檀越が悲しむと、比丘たちに修繕させるよう命じたが、その夜大雨が降って崩れしまった。四分律「単提法019」(大正22 p.646中) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき闍陀 (Channa) は大屋を建てていて、虫のいる水を泥に混ぜた。「波逸提」と制された。十誦律「波逸提019」(大正23 p.079下) ; 世尊はコーサンビーにおられた。そのとき闍那 (Channa) は大屋を建てていて、虫のいる水を泥に混ぜた。「波逸提」と制された。根本有部律「波逸底迦019」(大正23 p.789下) ; 世尊はコーサンビー・瞿師羅園におられた。そのとき闍那 (Channa) は大屋を建てていて、虫のいる水を泥に混ぜた。「波逸提」と制された。「波逸提」と制された。根本有部律「波逸底迦082」(大正23 p.880下) ; 大迦多演那 (Mahākaccāna) は天女たちをつれて大聚落到に留まり、そこで寺院と神廟と銅蓋制底(今に残る)を建てさせ、更に旅を続けた。その途中の国々を濫波 (Lambhakaṇḍa) と呼び、紺顔を立てて王とした。十誦律「(比丘尼)波夜提153」(大正23 p.340上) ; 世尊がコーサンビーにおられたとき、迦留羅提舍 (Katamorakatisaka) 比丘が死んだ。この人には偷蘭難陀、周那難陀、提舍、優婆提舍、提舍域多、提舍羅那、提舍叉多の7人の姉妹比丘尼がいて葬式をし、骨を拾って塔を建てた。そのとき迦陀という1人の比丘が和耆国から維耶離に行こうとする途中にこの塔を見て、あの凡夫人に塔を建てる資格はないと壊してしまった。姉妹の比丘尼たちが縛り上げようと綱を用意しているのを見た優波離は迦陀比丘に知らせ、比丘は神通力で姿を隠した。「比丘尼が問わないで比丘の住所に入ったら波逸提」。

[4-8] サーヴァッティ (Sāvatti 舍衛城)

五分律「安居法」（大正22 p.129中）；舎衛城に憂陀延という優婆塞があり、サンガのために房を建立した。「もし7種の人より、7日間の所用のために使いを受ければ、行くことを許す」。

別訳雜阿含186（大正02 p.440中）；世尊は王舎城・竹林におられた。そのとき須達長者（Anātapinḍika）は因縁あって、護弥長者のところに滞在していた。夜も寝ないで騒がしいので、結婚式か頻婆娑羅（Bimbisāra）王を招くのかと質問した。仏の名を聞いて身の毛がよだった。夜の明けやらないのに世尊に会いに行き、説法を聞いて須陀洹果を得、舎衛国に招待したが、僧房があるかということであったので、作るからといって招待が受理された。

別訳雜阿含256（大正02 p.463中）；世尊は舎衛城・祇樹給孤独園におられた。そのとき諸大声聞はそれぞれ菴窟を作って住していた。すなわち、矯陣如（Aññakondañña）・頗発（Vappa）、耆賢（Assaji）、跋溝（Baddiya）、摩訶南（Mahānāma）、耶舎（Yasa）、那毘摩羅（Vimala）、牛呵（Gavampati）、尊者・舎利弗、目連、摩訶迦葉、摩訶俱絺羅（Mahakoṭṭhita）、摩訶劫賓那（Mahākappina）、尊者・阿那律（Anuruddha）、尊者・難陀迦、尊者・鉗比羅（Kambila）、耶舎睺羅俱毘訶、富那、拘毘羅、拘婆尼泥迦他毘羅である。月の15日布薩であったので、尊者・婆耆奢は偈をとらえた。

Jātaka037 ‘Tittira-j.’（vol. I p.217）；給孤独長者が精舎を建立し使者が世尊の許へ派遣されたとき、世尊は王舎城から出かけて吠舎離に到着され、そこで欲するままに逗留されてから舎衛城に行こうとしてその途にお進みになった。

根本有部律「波羅市迦003」（大正23 p.666上）；信心の篤い長者が唯一寺を造り、所有福業は皆その中であつた。1人の賊がやって来て、比丘にその財の有様を尋ねると、事細かに教えてくれた。後日、仲間の盜賊と連れ立って、財を奪った。「凡そ夜中に於ては未だ善く諳識せざらんには、應にたちまち與に門を開くべからず。可しく種族名字を問うて、若し體悉せんには方に為に門を開くべし」。

十誦律「波逸提011」（大正23 p.074下）；世尊が舎衛国におられたとき、1摩訶盧（Mahallaka）比丘がいて、大工の出身であつた。そこで大房舎を作ろうと樹木を切った。樹神が住処を奪うと抗議した。鬼村種子を破壊すると波逸提。

根本有部律「波逸底迦011」（大正23 p.775下）；世尊は舎衛国・祇園精舎におられた。そのとき1人の莫訶羅（Mahallaka）比丘が大寺を建てるために大樹を伐った。樹神が抗議した。伐つてはいけないと教えられたが、まだ制戒されなかつた。

五分律「墮016」（大正22 p.043中）；世尊は舎衛国におられた。そのとき十七群比丘は新しく房舎を作った。そこへ六群比丘がやってきて、共住すると十七群比丘は慚愧あり、戒法を学ぶもので、夜も寝ないで坐禅するから、自分たちの悪行を気づかれてしまうことを恐れて、強引に追い出した。波逸提と定められた。

根本有部律「波逸底迦027」（大正23 p.807上）；世尊は祇園精舎におられた。難渡河という河があり、その向こうに白鴿村という村があつて、その長者が大寺を造立したので、施与があつた。

僧祇律「單提031」（大正22 p.351中）；世尊は舎衛城におられた。そのとき居士たち

が福德舎を作って、沙門たちを接待した。そこへ安居を終えたある比丘が舎衛城に行こうとしてやってきて、食があると云って住み着いてしまった。非難が生じた。「1 福德舎で1食以上食すると波逸提」。

五分律「墮069」（大正22 p.065中）；そのとき毘舍佉鹿子母（*Viśākhā Migāramātā*）は親戚一同でピクニックに出かけたが、こんなことをしているよりも祇樹給孤独園に行つて聞法しようと考えた。そこで門のところまで宝石類を外して世尊に会ったが、帰りに忘れていった。舍利弗がこれに気づいた。世尊の命でこれを届けたが、すべてを四方サンガに布施する、これで寺院を造ってくださいということになった。

根本有部律「（比丘尼）波羅市迦005」（大正23 p.929上）；比丘尼たちは町の十字路などで坐禅した。悪い男達に悩まされた。「尼寺に置け」。城中に毘舍佉があつて寺を造った。珠髻難陀比丘尼がこの毘舍佉に横恋慕し、誘惑した。

四分律「（比丘尼）僧残004」（大正22 p.718中）；世尊が舎衛国・祇園精舎におられたとき、ある居士が比丘尼サンガに精舎を寄進して死んだ。比丘尼たちはその精舎を捨てて他に移り住んだので、その子が畑として耕した。比丘尼たちが訴訟した。すべて官に没収された。コーサラの波斯匿王の小婦がサンガに精舎を寄進した。比丘尼たちはその精舎を捨てて他に移り住んだので、波斯匿王の小婦は精舎を女梵志に寄進した。訴訟となった。官に没収された。世尊は「訴訟すべからず」と制する。

五分律「（比丘尼）僧残007」（大正22 p.080中）；1人の長者が宅を比丘サンガに寄進した。比丘サンガはこれを比丘尼サンガの安陀林と交換した。比丘尼サンガには後に末利夫人（*Mallikā*）から王園（*Rājakārāma*）を寄進されたので、比丘尼たちは宅を壊して王園に建て替えた。長者の子はもう不要になったと畑にした。比丘尼たちは官に訴えた。世尊は「訴訟すべからず」と制する。

根本有部律「（比丘尼）波逸底迦134」（大正23 p.1009下）；そのとき吐羅難陀比丘尼（*Thullanandā*）は寺を造ったが、近くにもう1人の尼が住んでいて、慳んだ。「波逸提」と制された。

十誦律「雑法」（大正23 p.278中）；世尊は舎衛国におられた。そのとき末利夫（*Mallikā*）は講堂を造り、種々に莊嚴してサンガに寄進した。受けてよい。鳥が入ってきて坐禅を妨げた。欄楯を作れ。網を作れ。優波離が材料について質問した。

十誦律「雑法」（大正23 p.279上）；世尊は舎衛国におられた。そのとき、跋提長者（*Bhaddiya*）は大僧房を作り、さまざまな色で彩色してサンガに寄進した。許す。

Vinaya「臥座具犍度」（vol. II p.154）；給孤独長者は所用で王舎城に来ていて、初めて「仏陀が世に出た」ことを聞く。世尊を尋ね、法眼淨を得て優婆塞となる。給孤独長者は舎衛城において自分の雨安居を受けられることを乞う。給孤独長者は舎衛城に帰る途中で、仏が世に出たことを宣伝し、僧園を造り、精舎を建て、布施を設けることを説きながら帰る。帰って、都邑より遠からず、近くに過ぎず、坐禅に適するジェータ王子の園を金を敷き詰めて買い取り、精舎を建てる。しかし小空地分の金が足らなかったが、これはジェータ王子が寄進して門屋を建てた。給孤独長者はそこに、精舎・房・門屋・勤行堂・火堂・食厨・厠房・経行処・井戸・井堂・暖房・暖房堂・小池・廷堂をつくった。

十誦律「臥具法」(大正23 p.243下) ; 世尊は王舎城におられた。そのとき舎衛国の給孤独長者が少因縁があって王舎城に来て、1人の居士の家に泊まった。仏が出られたことを聞いて、寒林(Sitavana)の世尊を訪ね、法眼浄を得て、優婆塞となり、舎衛国において夏安居を過ごされる事を要請する。世尊は僧坊を作ることを条件に承諾される。居士は竹林園の講堂・温室・食堂・作食処・門屋・坐禅処・廁処を視察して帰った。僧坊師として舍利弗が派遣される。この間に、王舎城の門に住んでいる天の話がある。この天は昔王舎城において舍利弗・目連の教えを受けて、四王天に生まれることができたので、この門に止まっているのだという。

十誦律「臥具法」(大正23 p.244下) ; 給孤独長者は舍利弗を師として、祇陀林(Jetavana)に16大重閣と60窟屋を作った。

僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.415中) ; 世尊は王舎城・尸陀林におられた。そのとき城中に鬱虔という居士があり、世尊を食事に招待していた。舎衛城には阿那邠吒(給孤独長者)という居士があって、この居士と昵懇であったので、その家に来ていた。そして白淨王(Suddhodana)の子が出家して仏となったことを聞く。そこで世尊に会いに行き、舎衛城に精舎を建立して、仏及び僧を招待することを申し出、受けられる。そこで長者は1比丘を派遣されるように要請し、仏は舍利弗・目連を派遣して、精舎建設の任に当たらせる。これは「毘羅經」の中に詳しく説かれている。

Vinaya「臥座具捷度」(vol. II p.163) ; 給孤独長者、祇園精舎を四方サンガに寄進する。

四分律「房舎捷度」(大正22 p.941中) ; 世尊は毘舍離から跋闍国を経て舎衛国に至られた。給孤独長者は祇園精舎を世尊及び四方サンガに寄進された。

四分律「房舎捷度」(大正22 p.943上) ; 世尊は舎衛城に住しておられた。そのとき阿難は別房を得た。蓄えることを許す。そのとき羅睺羅は那梨林に住んでいた。ある居士が房舎を作って彼に施した。羅睺羅が人間に遊行している間に、居士はサンガに布施しなおしてしまった。摩竭提の遊行から帰って、これを知り抗議した。これは非法施である。

五分律「臥具法」(大正22 p.168上) ; そのとき舍利弗は毘舍佉母(Visākhā Migāramātā)のために経営して新大堂を作った。毘舍佉母は穀米を持ってきて四方サンガに施与したが誰も食べなかった。「食べてよい」と制された。

僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.443下) ; 世尊は舎衛城に住しておられた。僧地に空き地があって、ある長者がサンガのために房を作ろうと申し出た。ところがなかなか作らなかったので、別の居士に作らせた。断りなくそうすれば越毘尼罪である。

十誦律「雜法」(大正23 p.299上) ; 仏は舎衛国に在しき、祇洹(Jetavana)を新造し已り諸居士供具を辨じ、多くの比丘達がやって来た。

十誦律「比丘尼法」(大正23 p.293下) ; 世尊が舎衛国におられたとき。比丘尼が放牧人に依って住していた。うるさくて禅定できなかった。ある居士が房舎を建ててやろうといった。まだ許されていないからと断った。「比丘尼が僧房を建てることを許す」。

Vinaya「(比丘尼)波羅夷005」(vol.IV p.211) ; ミガーラ(Migāra)の孫なるサー

ルハ (Sālha) は比丘尼サンガのために精舎を作ろうと欲する。そのときナンダー比丘尼、ナンダヴァティ比丘尼、スンドリーナンダー比丘尼、トゥッラナンダー比丘尼が出家した。営事監督を選出してほしいと比丘尼サンガに打診するとスンドリーナンダー比丘尼を選出した。工事が始まるとミガーラの孫なるサールハとスンドリーナンダー比丘尼は慕いあうようになってしまい、染心をもってその体にふれあった。世尊は制する。

[4-9] 西方

雑阿含311 (大正02 p.089中) ; 富樓那 (Puṇṇa) は生国の西方輸廬那 (Sunāparanta) に帰り500の優婆塞のために説き500の僧伽藍を建立し、無余涅槃に入る。

[4-10] パーヴァー (Pāvā 波婆)

DN.033 'Saṅgīti-s.' (等誦經 vol.III p.207) ; この時、恰も、波婆 (Pāvā) の末羅族 (Malla) らはウッパタカと名づくる新公会堂を建て、久しからず、而も未だ曾て、沙門、婆羅門、乃至何なる人性も、これに住せしことあらざりき。この時、恰も、尼乾子が波婆に於て死して間無し。諸々の尼乾の徒は分裂して2派となる。

[4-11] パータリプッタ (Pāṭaliputta)

MN.094 'Ghoṭamukha-s.' (瞿哆牟伽經 vol.II p.157) ; Ghoṭamukhaがパータリプッタにサンガの講堂Ghoṭamukhīを造営する。(釈尊の入滅後か?)

[4-12] バグガ一国 (Bhaggā)

MN.085 'Bodhirājakumāra-s.' (vol.III p.091) ; ボーディ王のコーカナダという客殿が建設されてまもないころ。

五分律「衆学051」 (大正22 p.074中) ; 世尊は婆伽国 (Bhaggā) に500人の比丘とともに遊行され、首摩羅山 (Suṃsumāragira) の恐怖林 (Bhesakalā) に住された。そのとき菩提王太子 (Bodhi) はこの山に新しい講堂を建てたので、世尊に最初に入ってもらって安穩を得たいと考えた。世尊はお入りにならなかった。阿難は雑色衣を取ったのでお入りになった。

Vinaya「小事鞞度」 (vol.II p.127) ; 世尊は随意の間ヴェーサーリに住された後、バグガ (Bhaggā) 国に向かって遊行され、スンスマーラギラ (山) (Suṃsumāragira) ・ベーサカラヴァナ (Bhesakalāvana) ・鹿野園に住された。その時菩提王子 (Bodhi) はコーカナダという堂を建設して間がなく、まだ誰も中に入った人がいなかった。そこで王子はサンジカープッタ (Saṅjikāputta) に命じて、世尊を招待し、布を敷いて待ったが、世尊は阿難を顧みられて布を踏まれなかった。「布衣を踏むべからず」。

十誦律「雑法」 (大正23 p.271下) ; 世尊は波伽国 (Bhaggā) に遊行され、失守羅 (Suṃsumāragira) ・毘師藍密伽藍 (Bhesakalāvana) に住された。そのとき菩提王子の家に鳩摩羅という新しい堂ができ、沙門・バラモンはまだ中に入ったことがなかった。そこで世尊に最初に入ってもらおうと、薩若瞿妬路摩牢 (Saṅjikāputta) に命じて布を敷かせ、仏を招待した。世尊は招かれてやってきたが、阿難に布をとらせ、布を踏めば悪作と定められた。

[4-13] ラージャガハ (Rājagaha 王舎城)

十誦律「雑法」（大正23 p.276下）；瓶沙王は竹園中に、500の僧坊を起し、できたものもできないものもある途中で死んだ。そこで阿闍世王がお金を寄付して完成した。しかし戒壇が無かったので、住む者が無かった。

Jātaka026 ‘Mahilāmukha-j.’（vol. I p.185）；阿闍世は提婆達多のために伽耶斯舍（Gayāsīsa）に精舎を建立させて日々供養した。

Jātaka150 ‘Sañjīva-j.’（vol. I p.508）；阿闍世王は提婆達多のために象頭山（Gayāsīsa）に精舎を建立し、父王を弑逆した。阿闍世王は提婆達多が大地に飲まれたと聞いておそれを抱く。耆婆（Jīvaka）のとりなしで世尊に会う。世尊が沙門果経を説かれた。

根本有部律「波羅市迦002」（大正23 p.651上）；頻毘娑羅（ピンピサーラ）王は、世尊のもとで教えを聞いた後、畢隣陀婆蹉（Pilinda-vaccha）の住所に至ると、彼が自分の房を修理していた。王は彼のために給事人を提供することを約す。しかし畢隣陀婆蹉が要求しないので、彼の弟子が王にそのことを告げる。王は500の浄人を提供する。また浄人房を造る。

Vinaya「捨墮023」（vol. III p.248）；ピリンダヴァツチャ（Pilindavaccha）は王舎城に窟住処を作らんとして山窟を清掃していた。それを見たピンピサーラ王は清掃人を与えることを約束したが、ずっと忘れてしまっていた。そこで500人の清掃人を与え、畢陵伽村（浄人村）ができた。

四分律「受戒鍵度」（大正22 p.798中）；マガダ国王ピンピサーラは竹林園を施し、精舎を立てようと思った。世尊はこれを仏および四方サンガとして受けられた。

五分律「受戒法」（大正22 p.110上）；マガダ国王ピンピサーラは竹林園を施し、世尊はこれを四方サンガとして受けられた。

十誦律「雑法」（大正23 p.276下）；世尊は王舎城におられた。そのとき跋提長者が大僧房を作ったが、上を覆わなかったので、房舎が漏った。覆うべし。

十誦律「雑法」（大正23 p.276下）；世尊は王舎城におられた。そのとき跋提長者が大僧房を作ったが、地を覆わなかったので、塵土がでた。覆うべし。

十誦律「雑法」（大正23 p.287上）；世尊は王舎城におられた。そのとき跋提長者が種々に莊嚴した僧伽藍を寄進した。受けてよい。

Vinaya「臥座具鍵度」（vol. II p.146）；世尊は王舎城・竹林精舎におられた。その時竹林精舎には、建物が建てられていなかった。そこで比丘たちは早朝に阿蘭若からやって来た。それを見た王舎城の長者は比丘たちに「精舎」の寄進を申し出たが、世尊はまだ許されないというので受けなかった。そこで世尊は5種の房舎を許された。長者は1日に60の精舎を建てた。

四分律「房舎鍵度」（大正22 p.937上）；世尊は王舎城に住しておられ、王瓶沙（ピンピサーラ）に説法された。そのとき比丘たちは耆闍崛山（Gijjhakūṭa-pabbata）から、王舎城に乞食に来た。大長者は比丘たちにどこに住んでいるのか、と尋ねた。比丘たちは山窟中、水辺、樹下、石辺、草上に住んでいると答えた。長者は房舎を作れば、受けてくれるかと尋ねた。世尊はそれを許されていない、と答えた。そこで房舎を作ることを許された。瓶沙王は世尊が房舎を許されたと聞いて、迦蘭陀竹林園に大

講堂を作った。またある檀越は楼閣舎を作り、ある檀越は、如象形房を作り、ある檀越は種々の房を作った。仏および四方サンガに寄進した。

五分律「臥具法」（大正22 p.166中）；世尊は王舎城におられた。そのとき頹髀比丘は世尊の侍者であったが、王舎城に乞食に出たときある長者が彼の威儀がただならぬのを見て感心し、どこに住しているのかと尋ねた。阿蘭若処、山巖、樹下、露地、塚間であると答える。長者は房舎を作れば、受けてくれるかと尋ねた。世尊はそれを許されていない、と答えた。そこで房舎を作ることを許された。

十誦律「臥具法」（大正23 p.243上）；世尊は波羅捺国（Bārāṇasī）に住しておられた。そのとき五比丘は世尊にわれわれはどこに住すべきかと尋ねた。山巖、竹林、樹下に住すべきであると答えられた。そのとき跋提居士は早朝に王舎城を出て、竹林園の世尊に会いに行く途中で、比丘たちに会い、どこに住しているのかと尋ねた。山巖、竹林、樹下に住していると答えた。長者は房舎を作れば、受けてくれるかと尋ねた。世尊はそれを許されていない、と答えた。そこで房舎を作ることを許された。

四分律「房舎鍵度」（大正22 p.936下）；そのとき王舎城の長者は世尊が房舎を許されたと聞いて耆闍崛山に60の別房を作って、仏及び四方サンガに寄進した。

五分律「臥具法」（大正22 p.166中）；王舎城の長者は法眼浄を得て、優婆塞となり、その日に60の房舎を作って園と房舎を四方サンガに寄進した。

Vinaya「臥座具鍵度」（vol.Ⅱ p.154）；そのときマガダ国のピンピサーラ王はサンガのために、石灰土に塗った殿楼を作ろうとした。比丘たちは屋蓋を作ってよいかどうか判らなかつた。5種の屋蓋を許す。瓦壁、石屋、石灰屋、草屋、葉屋である。

十誦律「臥具法」（大正23 p.248上）；世尊は王舎城に住しておられた。そのとき跋提居士が重閣重大なる僧房を作った。そのとき長老上座はこの重閣を捨てて小房に移った。客比丘がやってきて重閣には上座が住んでいるだろうと、小房を尋ねると上座が住んでいるので、門屋に泊まった。「知敷臥具人を選べ」。

十誦律「臥具法」（大正23 p.250下）；世尊は王舎城に住しておられた。そのとき、ピンピサーラ王はしばしば竹園を尋ねていた。あるとき、摩訶迦葉はどこにおられるかと尋ねた。耆闍崛山上で、泥を踏んでいると答えた。作人を与えると約束したが、大臣がその実行を忘れた。500日を経過した。王は500人の浄人を与え、浄人聚落ができた。「使浄人主を立ててよい」。

十誦律「比丘尼法」（大正23 p.294上）；世尊が王舎城におられた。ある比丘尼たちが助提婆達多比丘尼たちと共住していて悩まされた。「比丘尼が別の房舎を作ることを許す」。

[4-14] ラージャガハ（王舎城）からサーヴァッティ（舎衛城）の中間

十誦律「臥具法」（大正23 p.244中）；王舎城の用件を済ませた給孤独長者は、舎衛国に帰る途中、仏のために講堂・温室・食堂・食厨・洗浴処・門屋・大小便処を作る事を宣言し、世尊が宿泊されるべき場所で、半由旬ごとに、僧坊を興した。

[5] 律藏の「受戒鍵度」の冒頭は「仏伝資料」として有名であるが、これは釈尊教団の中での出家得度の制がどのように整えられていったかを述べたものである。それによると初

転法輪において弟子となった五比丘は「善来戒」が具足戒であり、その後に出家したヤサは「三帰依」が具足戒であり、その後弟子がそれぞれ各自その弟子たちを出家得度させることを許されて、その後「白四羯磨」による出家受戒制度が整った。もちろん「白四羯磨」のような「羯磨」の制が整ったのは、サンガの運営制度が整備されたことの証左である。

しかしこれは比丘出家受戒に関わる基本規定であって、後には比丘尼も許され、沙弥・沙弥尼・式叉摩那も生まれた。またそれぞれに年齢規定も制定され、和尚・阿闍梨になる資格制度も制定された。

本研究はこのような出家者の出家得度制度を含めた〈釈尊教団の形成史〉も視野に入れて研究するのであって、このような教団制度形成史が明らかになってくると、おのずから、〈釈尊の生涯イメージ〉も明らかになってくる。例えば、比丘尼は釈尊の養い親であるマハーバジャーパティーの出家得度から始まり、これには侍者としての阿難が重要な役割を果たしているから、もし阿難が釈尊の成道20年に侍者になったとするなら、比丘尼の制は少なくとも成道20年以降に制定されたのであり、とするならば比丘尼の登場する経典は成道20年以降がイメージされていたということになる。

現時点で想像しているおおまかな釈尊教団形成史は以下の通りである。

[5-1] 釈尊は菩提樹下において無師独悟された。したがってその時点では師も無ければ弟子もなく、ただ1人であられたわけである。しかしながら45年間を教化された後の沙羅双樹での入滅の際には多くの弟子に囲まれて亡くなられた。もちろん臨終のその場所にはいなかった数多くの弟子たちもいた。第1結集のリーダーとなった摩訶迦葉はその代表である。摩訶迦葉はその時弟子250人をつれて遊行をしていたとされるが、おそらくその250人は摩訶迦葉の弟子であって、釈尊からみれば孫弟子に当たる人々であったであろう。

このように釈尊教団は45年間に大きく発展したわけであるが、律蔵を素材にその発展過程を想像してみると、おおよそ次のように4期に分けることができるのではなかろうか。

[5-2] 律蔵の受戒難度によると、鹿野苑での初転法輪の後釈尊は弟子たちに「1人行け、2人行くなかれ」と檄を飛ばされた。したがってこのころはサンガという概念はなかったといわなければならない。

またこの言葉から想像される生活方法は「遊行」であって、衣食住は「糞掃衣」「乞食」「樹下座」によっていたのであろう。これは当時の沙門とか遊行者と呼ばれた新しい宗教者たちの共通の生活形態であった。

このように弟子たちは各地に伝道に派遣されたけれども、それぞれの弟子たちは釈尊と1対1で結びついていて、そこで釈尊の弟子になるのも釈尊のもとでじかに許可を得るという形をとっていた。すなわち具足戒は「善来戒」であったわけである。

成道後10年間くらいはこうしたことが続いたのではなかろうか。このような時期を仮に「遊行活動期」と呼んでおく。

[5-3] しかし弟子たちの活動の舞台が拡がりまた人数が増えると、いちいち釈尊のもとに帰ってくるのでは弟子たちも釈尊も大変であり、そこで弟子たちが出先で独自に弟子を取ってよいということになった。釈尊の直弟子をリーダーとするグループ活動が認められたのである。すなわち

釈尊――直弟子――孫弟子

という関係が公認され、孫弟子と釈尊は精神的にはつながりはあっても、互いに面識を持つという直接的な関係ではなくなった。

そしてグループで活動するとなると1年中遊行するという生活方法も難しくなる。10人20人が1かたまりになっての集団行動では乞食や寝所が得られないという貧しい村も多かったであろう。また「雨期の遊行には草木や虫を踏み殺す」という非難も生じ、そこで勢い雨期には1ヶ所に定住するという生活形態を生み、寺院も建てられるようになった。おそらく竹林精舎に建造物が建てられたのも、祇園精舎の礎が築かれたのもこのころであろう。

成道11年から20年までの10年間くらいがこの時期で、これを仮に「グループ活動期」と呼んでおく。

[5-4] そもそも釈尊には中央集権的な教団を作るというイメージはなかったようであるが、しかし各地にばらばらの形でグループ活動がなされると、さまざまな問題が生じた。釈尊の教えからはみ出るような教えも横行するようになったであろうし、さまざまな不行跡も生じたであろう。そこでそれぞれのグループを運営し、不行跡を規制するための規則が作られた。それが「律蔵」の基であり、グループに「サンガ」という公的性格が与えられたのである。

サンガにはこの構成員規則が必要で、そこで比丘、沙弥という区別が立てられた。さりげない規定であるが、出家以後10年間は弟子として依止しなければならない、だからそれ以降でない弟子を取ることができないという規定は、釈尊の成道後10年以内にはありえないし、また「有能なものなら5年間の依止でよい」という緩和規定は必然的にそれ以降でなければならない。比丘尼の誕生もおそらくこの時期のことであったであろう。

成道20年から35年までの15年間くらいがこのような状態で、これを仮に「サンガ確立期」と呼んでおく。

[5-5] サンガの形成は釈尊教団の発展を意味すると同時に既成化・形式化を含んでいた。サンガ運営規則の制定は集団内部の混乱の予防でもあったわけである。そしてその顕在化が「破僧」であって、提婆達多の事件や、コーサンビーの事件はこれを象徴する。そこで規定はいよいよ細かなものとなり、分派的活動が厳に戒められるようになった。

加えて王舎城の覇権が必ずしも仏教には好意的でなかった阿闍世王が握ることとなり、そこで仏教の中心は舎衛城に移らざるを得なくなった。マガダのビンピサーラ王に代わって、コーサラの波斯匿王が影響を発揮し始めるようになる。そして釈尊の入滅を迎えるのであって、これを仮に「サンガ形式化期」と呼ぶとすれば、この期間は釈尊の晩年10年間くらいであろう。

[5-6] 以上は現時点での想像に過ぎないが、釈尊の45年の教化活動の間にはそれなりの歴史があったはずであって、教団も徐々に整備されていったに違いない。菩提樹下における成道と同時に教団が形成されたわけではなく、かといって入滅の時まで整備されずにそのままであったということでもないであろう。「律蔵」の規定の中には釈尊滅後のものも含まれている可能性もないではないが、しかし「律蔵」の編集者たちはそれらをも含めて釈尊一代の事績としてイメージしていたわけであって、今はそれを尊重するというのが本研究の姿勢である。そしてこのように比丘・比丘尼の制や雨安居・自恣の制、あるいは波羅提木叉の制定などサンガ運営規則や生活形態規則の形成過程が明らかになると、1つ1つの聖典の

年代確定に大きな判断材料を与えてくれることが期待される。「受戒年度」がそうであったように、「律歳」は、釈尊伝の年代判定基準の宝庫であるといつて過言ではない。

[6] 雨安居の制が正式にいつ制定されたか分らないが、雨期には道路が寸断され、露地に寝るということもできないから、釈尊は制定以前においてもその間は1処に滞在されたことが多かったものと思われる。もちろん雨安居の制が制定された後は比丘たちはもちろん釈尊も雨期の3ヶ月の間は1ヶ所に止まられた。

この雨安居の制が制定された後に、出家してからの年齢（法臘）は安居を過ごした回数によって数えられることになったものと考えられるが、パーリ語では「年」を‘vassa’といい、これは「雨期」をも意味するから、比丘たちにとっては何歳の時の雨安居はどこそこで過ごしたというのは重要な記憶として残ったであろう。釈尊の45年にわたる教化活動の間の、年々の雨安居地も伝承されている⁽¹⁾。したがってどの経がどこで雨安居を過ごされたとしているかは、釈尊の生涯を再構築するうえで重要な手掛りになる。

以下は釈尊の安居地を記した聖典である。ここにはおそらくこの年の安居はこの地で過ごされたであろうと推測されるものも含めた。

- (1) 『僧伽羅刹所集経』大正04 p.144中、“Buddhavamsāṭṭhakathā” p.003、“Siṅhala-dhātuvamsāya” pp.005~、『十二遊経』大正04 p.146下、『八大靈塔名号経』大正32 p.773中など。前田恵学『原始仏教聖典の成立史研究』山喜房仏書林 1964.3 p.69以下参照。

[6-1] イッチャーナンガラ村 (Icchānaṅgala)

SN.054-011 (vol.V p.325)

[6-2] ヴァッジ (Vajji) 国・ヴェーサーリ (Vesāli)

十誦律「波羅夷001」 (大正23 p.001上)

僧祇律「波羅夷001」 (大正22 p.231中)

Vinaya「波羅夷004」 (vol.III p.087)

四分律「波羅夷004」 (大正22 p.577中)

五分律「波羅夷004」 (大正22 p.009上)

十誦律「波羅夷004」 (大正23 p.011上)

僧祇律「波羅夷001」 (大正22 p.231下)

五分律「墮008」 (大正22 p.040中)

十誦律「波逸提007」 (大正23 p.071中)

五分律「墮015」 (大正22 p.043中)

根本有部律「(比丘尼)波羅市迦004」 (大正23 p.926中)

五分律「衣法」 (大正22 p.137中)

[6-3] ヴァッジ国・ヴェーサーリ・大林重閣講堂

Vinaya「波逸提008」 (vol.IV p.023)

[6-4] ヴァッジ国・ヴェーサーリ・竹林村

DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (大般涅槃経 vol.II p.098)

長阿含002「遊行経」 (大正01 p.015上)

白法祖訳「仏般泥洹経」 (大正01 p.164中)

不載訳人附東晋録「般泥洹經」(大正01 p.180上)

‘Mahāparinirvāṇasūtra’ (上 p.274)

SN.047-009 (vol.V p.152)

根本有部律「波羅市迦004」(大正23 p.675上)

根本有部律「波逸底迦008」(大正22 p.772下)

[6-5] ヴァッジ国・舎彌村 (Sāmagāma) 村 (パーリでは釈迦国とする)

中阿含196「周那經」(大正01 p.752下)

[6-6] ヴァンサ国 (Vamṣa) ・コーサンビー (Kosambī)

四分律「安居捷度」(大正22 p.834上)

四分律「安居捷度」(大正22 p.835上)

四分律「房舎捷度」(大正22 p.944上)

[6-7] ヴェーランジャー (Verañjā) 市

Vinaya「波羅夷001」(vol.III p.001)

四分律「波羅夷001」(大正22 p.568下)

四分律「捨墮028」(大正22 p.630中)

十誦律「波逸提044」(大正23 p.098中)

十誦律「医薬法」(大正23 p.187中)

十誦律「医薬法」(大正23 p.188上)

根本有部律「薬事」(大正24 p.045上)

四分律「衣捷度」(大正22 p.864中)

五分律「波羅夷001」(大正22 p.001上)

[6-8] カーシ国 (Kāsi)

十誦律「臥具法」(大正23 p.248中)

[6-9] カーシ国・バーラーナシー (Bārāṇasī)

十誦律「医薬法」(大正23 p.185下)

[6-10] カーシ国・バーラーナシー・イシパタナ鹿野苑

Vinaya「大捷度」(vol.I p.021)

根本有部律「薬事」(大正24 p.003中)

[6-11] コーサラ (Kosala) 国

十誦律「衣法」(大正22 p.199上)

十誦律「臥具法」(大正23 p.246上)

[6-12] コーサラ国・サーヴァッティ (Sāvatti)

AN.011-014 (vol.V p.334)

Jātaka081 ‘Surāpāna-j.’ (vol.I p.360)

Jātaka254 ‘Kuṇḍakakucchisindhava-j.’ (vol.II p.286)

Jātaka264 ‘Mahāpanāda-j.’ (vol.II p.331)

僧祇律「波羅夷004」(大正22 p.257下)

五分律「捨墮001」(大正22 p.023中)

僧祇律「尼薩耆波夜提002」(大正22 p.294上)

- 十誦律「尼薩耆003」(大正23 p.041上)
根本有部律「泥薩祇波逸底迦004」(大正23 p.716上)
十誦律「尼薩耆030」(大正23 p.060下)
五分律「捨墮018」(大正22 p.033中)
十誦律「尼薩耆027」(大正23 p.057中)
僧祇律「尼薩耆波夜提028」(大正22 p.321下)
僧祇律「尼薩耆波夜提028」(大正22 p.322上)
五分律「捨墮016」(大正22 p.031下)
十誦律「尼薩耆026」(大正23 p.057上)
僧祇律「单提069」(大正22 p.381下)
十誦律「波夜提016」(大正23 p.078中)
僧祇律「单提026」(大正22 p.348中)
僧祇律「单提041」(大正22 p.365上)
僧祇律「单提050」(大正22 p.372上)
五分律「墮066」(大正22 p.063中)
僧祇律「(比丘尼)单提137」(大正22 p.542下)
僧祇律「(比丘尼)单提118」(大正22 p.323中)
僧祇律「(比丘尼)单提134」(大正22 p.542中)
僧祇律「(比丘尼)单提135」(大正22 p.542中)
十誦律「(比丘尼)波夜提149」(大正23 p.339中)
十誦律「受具足戒法」(大正23 p.148下)
根本有部律「出家事」(大正23 p.1031上)
五分律「安居法」(大正22 p.129上)
十誦律「安居法」(大正23 p.173下)
僧祇律「雜誦(安居法)」(大正22 p.450下)
僧祇律「雜誦(安居法)」(大正22 p.450下)
五分律「自恣法」(大正22 p.130下)
十誦律「自恣法」(大正23 p.165上)
十誦律「医藥法」(大正23 p.185上)
Vinaya「迦絺那衣韃度」(vol. I p.253)
四分律「迦絺那衣韃度」(大正22 p.877下)
五分律「迦絺那衣法」(大正22 p.153上)
十誦律「迦絺那衣法」(大正23 p.206下)
Vinaya「羯磨韃度」(vol. II p.009)
十誦律「雜法」(大正23 p.288下)
十誦律「臥具法」(大正23 p.245中)
僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.445中)
僧祇律「威儀法」(大正22 p.502下)
根本有部律「藥事」(大正24 p.005中)

- [6-13] コーサラ国・サーヴァッテイ・祇園精舎
MN.065. ‘Bhaddāli-s’ (跋陀利經 vol. I p.437)
中阿含194「跋陀和利經」(大正01 p.746中)
中阿含024「師子吼經」(大正01 p.452中)
雜阿含1331(大正02 p.367下)
SN.044-001 (vol.IV p.374)
雜阿含860(大正02 p.218下)
SN.055-052 (vol.V p.405)
雜阿含482(大正02 p.122下)
雜阿含815(大正02 p.209中)
雜阿含857(大正02 p.218上)
雜阿含858(大正02 p.218中)
雜阿含859(大正02 p.218下)
AN.005-055 (vol.III p.067)
增一阿含042-006(大正02 p.754上)
AN.009-011 (vol.IV p.373)
增一阿含037-006(大正02 p.712下)
增一阿含023-001(大正02 p.609上)
Ud.0003.003 p.024
Ud.0005.006 p.057
Jātaka268 ‘Ārāmadūsaka-j.’ (vol.II p.345)
Jātaka379 ‘Neru-j.’ (vol.III p.246)
根本有部律「波羅市迦002」(大正23 p.643上)
根本有部律「波羅市迦002」(大正23 p.644上)
根本有部律「波羅市迦003」(大正23 p.666上)
Vinaya「僧殘013」(vol.III p.179)
根本有部律「泥薩祇波逸底迦005」(大正23 p.722中)
四分律「捨墮006」(大正22 p.608下)
Vinaya「捨墮028」(vol.III p.260)
Vinaya「捨墮029」(vol.III p.262)
四分律「捨墮029」(大正22 p.632上)
僧祇律「尼薩耆波夜提029」(大正22 p.323上)
根本有部律「泥薩祇波逸底迦027」(大正23 p.755上)
Vinaya「波逸提017」(vol.IV p.044)
四分律「單提法021」(大正22 p.647中)
根本有部律「波逸底迦021」(大正23 p.792上)
根本有部律「波逸底迦026」(大正23 p.806上)
根本有部律「波逸底迦071」(大正23 p.852下)
根本有部律「波逸底迦089」(大正23 p.896上)

- 四分律「式叉迦羅尼094」(大正22 p.713上)
Vinaya「(比丘尼)捨墮002」(vol.IV p.245)
Vinaya「(比丘尼)波逸提029」(vol.IV p.286)
Vinaya「(比丘尼)波逸提035」(vol.IV p.292)
四分律「(比丘尼)單提094」(大正22 p.745下)
僧祇律「(比丘尼)單提136」(大正23 p.542下)
四分律「(比丘尼)單提096」(大正22 p.746中)
Vinaya「(比丘尼)波逸提056」(vol.IV p.313)
四分律「(比丘尼)單提143」(大正22 p.766中)
Vinaya「(比丘尼)波逸提057」(vol.IV p.313)
四分律「(比丘尼)單提142」(大正22 p.765下)
四分律「(比丘尼)單提064」(大正22 p.773上)
四分律「安居犍度」(大正22 p.830中)
根本有部律「安居事」(大正23 p.1041上)
Vinaya「自恣犍度」(vol. I p.157)
四分律「自恣犍度」(大正22 p.835下)
Vinaya「皮革犍度」(vol. I p.194)
四分律「藥犍度」(大正22 p.877中)
根本有部律「耶羯恥那衣事」(大正24 p.097中)
五分律「雜法」(大正22 p.171下)
根本有部律「雜事」(大正24 p.225中)
Vinaya「臥座具犍度」(vol. II p.154)
四分律「房舍犍度」(大正22 p.938中)
五分律「臥具法」(大正22 p.166下)
十誦律「臥具法」(大正23 p.243下)
僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.415上)
Vinaya「臥座具犍度」(vol. II p.154)
Vinaya「臥座具犍度」(vol. II p.159)
[6-14] コーサラ国・サーヴァッティ・東苑鹿母園
増一阿含032-005(大正02 p.676中)
[6-15] サキヤー国(Sakyā)
Vinaya「波逸提047」(vol.IV p.101)
四分律「單提法047」(大正22 p.668中)
五分律「墮062」(大正22 p.061中)
十誦律「波夜提074」(大正23 p.117下)
[6-16] サキヤー国(釈迦国)・カピラヴァットゥ(Kapilavatthu)
DN.029 'Pāsādika-s.'(清淨經 vol.III p.117)
長阿含017「清淨經」(大正01 p.072下)
中阿含116「瞿曇彌經」(大正01 p.605上)

- 雑阿含932 (大正02 p.238中)
雑阿含933 (大正02 p.238下)
別訳雑阿含157 (大正02 p.433中)
増一阿含045-002 (大正02 p.770下)
根本有部律「波羅底提舍尼004」 (大正23 p.900下)
- [6-17] サキヤー国 (釈迦国) ・舍彌村 (Sāmagāma)
MN.104 'Sāmagāma-s.' (舍彌村經 vol. II p.243)
- [6-18] サキヤー国 (釈氏) ・彌城留利邑
雑阿含991 (大正02 p.258上)
- [6-19] マガダ国 (Magadha) ・王舎城 (Rājagaha)
増一阿含026-009 (大正02 p.639上)
増一阿含038-011 (大正02 p.725中)
増一阿含039-010 (大正02 p.733下)
僧祇律「波羅夷001」 (大正22 p.233上)
十誦律「波羅夷002」 (大正23 p.003中)
Vinaya「僧殘006」 (vol. III p.144)
Vinaya「波逸提032」 (vol. IV p.071)
Vinaya「波逸提032」 (vol. IV p.074)
十誦律「(比丘尼)波夜提095」 (大正23 p.322中)
十誦律「(比丘尼)波夜提150」 (大正23 p.339中)
Vinaya「大犍度」 (vol. I p.079)
四分律「受戒犍度」 (大正22 p.805下)
五分律「受戒法」 (大正22 p.116中)
十誦律「受具足戒法」 (大正23 p.151上)
根本有部律「出家事」 (大正23 p.1032上)
十誦律「安居法」 (大正23 p.173中)
Vinaya「藥犍度」 (vol. I p.212)
十誦律「衣法」 (大正23 p.198中)
五分律「僧殘010」 (大正22 p.017下)
五分律「僧殘010」 (大正22 p.018上)
- [6-20] マガダ国・王舎城・靈鷲山 (Gijjhakūṭa)
Vinaya「波羅夷002」 (vol. III p.041)
- [6-21] マガダ国・王舎城・竹林精舎 (Veḷuvana Kalandakanivāpa)
中阿含089「比丘請經」 (大正01 p.571中)
MN.024 'Rathavinīta-s.' (伝車經 vol. I p.145)
中阿含009「七車經」 (大正01 p.429下)
MN.077 'Mahāsakuludāyi-s.' (善生優陀夷大經 vol. II p.001)
中阿含207「箭毛經」 (大正01 p.781中)
MN.097 'Dhānañjāni-s' (陀然經 vol. II p.184)

- 中阿含069「三十喩経」（大正01 p.518下）
中阿含121「請請経」（大正01 p.610上）
雜阿含1212（大正02 p.330上）
別訳雜阿含228（大正02 p.457上）
増一阿含034-005（大正02 p.694上）
増一阿含038-011（大正02 p.725中）
僧祇律「尼薩耆波夜提002」（大正22 p.294上）
根本有部律「波逸底迦044」（大正23 p.829中）
根本有部律「波逸底迦074」（大正23 p.855上）
根本有部律「波逸底迦082」（大正23 p.877下）
Vinaya「（比丘尼）波逸提039」（vol.IV p.296）
Vinaya「（比丘尼）波逸提040」（vol.IV p.297）
Vinaya「入雨安居犍度」（vol. I p.137）
根本有部律「破僧事」（大正24 p.202下）
根本有部律「藥事」（大正24 p.005中）
[6-22] マガダ国・王子侍縛迦菴没羅園
根本有部律「破僧事」（大正23 p.205上）
[6-23] マッラー国（Mallā）
五分律「藥法」（大正22 p.151下）
[6-24] 三十三天
雜阿含506（大正02 p.134上）
Jātaka483 'Sarabhamiga-j.'（vol.IV p.263）
根本有部律「雜事」（大正24 p.346上）

[7] 原始仏教聖典にはさまざまな宗教者（外道）が登場する。彼らは当然釈尊ないしは仏弟子たちとの関わりにおいて記録されているのであって、彼らの動向も＜釈尊の生涯イメージ＞や＜釈尊教団形成史イメージ＞再構築の重要な資料となることはいうまでもない。

以下にニガンタナータプッタが登場する資料を掲げてみる（順不同）。

[7-1] ニガンタナータプッタの死に関するもの

DN.029 'Pāsādhika-s.'（清浄経 vol.III p.117）；ニガンタナータプッタがパーヴァー（Pāvā）にて滅し、ニガンタ派は分れて2派になった。

長阿含017「清浄経」（大正01 p.072下）；尼乾子が波波国（Pāvā）にて滅し、ニガンタ派は分れて2派になった。

DN.033 'Saṅgiti-s.'（等誦経 vol.III p.210）；ニガンタナータプッタがパーヴァーにて滅し、ニガンタ派は分れて2派になった。

長阿含009「衆集経」（大正01 p.049中）；尼乾子が波婆城にて滅し、ニガンタ派は分れて2派になった。

MN.104 'Sāmagāma-s.'（舍彌村経 vol.II p.243）；パーヴァーでニガンタ・ナータプッタが死に、ニガンタ派が2派に分れて争った。

中阿含196「周那経」（大正01 p.752下）；尼憊親子が波和で命終し彼の弟子たちが分裂して争った。

[7-2] ニガンタナータプッタが釈尊の先輩の宗教家であったとするもの

SN.003-001 (vol. I p.068) ；波斯匿王が六師外道でさえまだ悟っていないのに、まだ若く出家してから日も浅い釈尊が悟ったわけではない、という。

雑阿含1226 (大正02 p.334下) ；波斯匿王が六師外道でさえまだ悟っていないのに、まだ若く出家してから日も浅い釈尊が悟ったわけではない、という。

別訳雑阿含053 (大正02 391下) ；波斯匿王が六師外道でさえまだ悟っていないのに、まだ若く出家してから日も浅い釈尊が悟ったわけではない、という。

別訳雑阿含212 (大正02 p.452下) ；那利婆力梵志は六師外道が分らないのに、出家してまだ日が浅い釈尊が分るはずはないと考えた。

増一阿含041-001 (大正02 p.744上) ；苦行時代のこととして、そのとき多くの尼憊子が修行していたと回想される。

‘Suttanipāta’ 003-006 (p.091) ；遊行者サビヤ (Sabhiya paribbājaka) はニガンタナータプッタを含む六師外道に質問したが満足な答えが得られず、まだ若く、出家も新しい世尊に質問した。

四分律「受戒羯度」（大正22 p.791上）；ガンジス河に住んでいる伊羅鉢羅 (Erāpatha) 龍王がある句を解説してくれたら褒美を与えるといった。そこで那羅陀 (Nālika) と名付ける梵志が請け合い、尼憊子などの六師に尋ねたが分からなかった。沙門婆羅門は歳をとって出家歴も長い、世尊はまだ若く、出家してまだ日が浅いけれども分かるかもしれないと尋ねて解決した。

五分律「受戒法」（大正22 p.106上）；ガンジス河に住んでいる伊羅鉢龍王がある句を解説してくれたら褒美を与えるといった。そこで那羅摩納と名付ける者が請け合い、六師（ニガンタナータプッタの名前は省略されている）に尋ねたが分からなかった。沙門婆羅門は歳をとって出家歴も長い、世尊はまだ若く、出家してまだ日が浅いけれども分かるかもしれないと尋ねて解決した。

[7-3] 阿闍世王との関わりにおいて登場するもの

DN.002 ‘Sāmaññaphala-s.’ (沙門果経 vol. I p.047) ；阿闍世王は初めて釈尊に会う前に六師にすでに会っていた。

長阿含027「沙門果経」（大正01 p.107上）；阿闍世王は初めて釈尊に会う前にすでに六師に会っていた。

竺曇無蘭訳「寂志果経」（大正01 p.270下）；阿闍世王は初めて釈尊に会う前にすでに六師に会っていた。

増一阿含038-011 (大正02 p.727中) ；尼憊子を含む六師は供養を得ようとして世尊と議論しようとした。(阿闍世王が登場する)

僧祇律「单提049」（大正22 p.369下）；1 5日満月の日に阿闍世王は大臣たちが薩遮尼乾子などを勧めるのを断って、耆旧童子 (Jivakakomārabhacca) の推薦で世尊に会いに行った。

[7-4] その他

MN.056 ‘Upāli-s.’ (優波離經 vol. I p.371) ;ニガンタナータプッタはナーランダールにいた。そのときナータプッタの在家信者優波離が身罰が重いことをもって世尊と論戦し、世尊の「意業」の重いことを聴いて優婆塞となる。しかし世尊は、今までナータプッタらが優波離の布施によって生活していたことを止めるなど説法される。彼はますます信を深め、預流果を得る。ナータプッタはこれを聴いて熱血を吐いた。

中阿含133「優婆離經」(大正01 p.628上) ;尼毘親子の在家信者優婆離が身罰が重いことをもって世尊と論戦し、世尊の「意業」の重いことを聴いて優婆塞となる。しかし世尊は、今までナータプッタらが優波離の布施によって生活していたことを止めるなど説法される。彼はますます信を深め、預流果を得る。ナータプッタはこれを聴いて熱血を吐いて、命終した。

MN.036 ‘Mahāsaccaka-s.’ (薩遮迦大經 vol. I p.237) ;ニガンタ派の薩遮迦(Saccaka)がかつてナータプッタと議論したことがあると語る。

MN.058 ‘Abhayarājakumāra-s.’ (無畏王子經 vol. I p.392) ;ナータプッタに入れ知恵されたアバヤが世尊に議論を仕掛ける。その入れ知恵のなかに、提婆達多に対して世尊が「悪趣に赴く、地獄に墮す」と批判したということが含まれている。

MN.077 ‘Mahāsakuludāyi-s.’ (善生優陀夷大經 vol. II p.001) ;善生優陀夷(Sakuludāyi)との会話の中で、六師外道が多くの人に尊ばれても、その弟子に尊重されないのに対して、世尊は弟子にも尊重される、という。

中阿含207「箭毛經」(大正01 p.781中) ;異学箭毛との会話の中で、六師外道が多くの人に尊ばれても、その弟子に尊重されないのに対して、世尊は弟子にも尊重される、という。

中阿含208「箭毛經」(大正01 p.783下) ;異学箭毛は六師外道は自らは一切智があるというが、行って質問してみると知らないこともあるという。

MN.079 ‘Cūḷsakuludāyi-s.’ (善生優陀夷小經 vol. II p.029) ;善生優陀夷(Sakuludāyi)は「以前(purimāni)自ら一切智者であることを自任していた人があり、それはニガンタナータプッタであった」と語る。

MN.101 ‘Devadaha-s.’ (天臂品經 vol. II p.214) ;世尊が以前にニガンタ派の修行者と対論したとき、彼らはニガンタ・ナータプッタがすべての苦しみは前世の業によって起こる、だからこの業を滅し、新しい業をなさないようにすべきだと説いたと語ったと回想される。

中阿含019「尼乾經」(大正01 p.442中) ;世尊が以前にニガンタ派の修行者と対論したとき、彼らは親子尼乾が「すべての苦しみは前世の業によって起こる、だからこの業を滅し、新しい業をなさないようにすべきだ」と説いたと回想される。

SN.002-030 (vol. I p.065) ;種々の外道の弟子であった阿舍摩天子らが、かつてニガンタナータプッタらの説いたことを世尊に語る。

別訳雜阿含307 (大正02 p.477下) ;六師外道の徒党であった、6人の天子が尼乾若提子らの説いた教えを世尊に語る。

雜阿含1148 (大正02 p.305下) ;波斯匿王は祇園精舍門外にいた尼乾子ら7人が体格が立派であったので阿羅漢であると思った。世尊はこの誤りであることを説く。

別訳雑阿含110（大正02 p.413上）；沙羅双樹のもとで須跋陀羅（Subhadda）がかつて六師外道に法を聞いたことがあると言う。

雑阿含1224（大正02 p.334上）；世尊が王舎城におられたとき、人々に尼乾子その外の異道が生ず。これを帝釈が導く。

SN.041-008（vol.IV p.297）；マッチカー山（Macchikā）にてチッタ居士（Cittagahapati）とニガンタナータプッタが問答する。

雑阿含915（大正02 p.230下）；ニガンタナータプッタの指示で刀師聚落主（Asibandhakaputta）が世尊と議論するが、返って教化される。

別訳雑阿含130（大正02 p.424上）；ニガンタナータプッタの指示で閉口姓の聚落主（Asibandhakaputta）が世尊と議論するが、返って教化される。

SN.042-008（vol.IV p.322）；ニガンタナータプッタの弟子であるアシバンダカプッタ（Asibandhakaputta）聚落主が世尊を訪れたので、世尊はニガンタナータプッタがどんな教えを説いているのかと質問された。

雑阿含916（大正02 p.231下）；ニガンタナータプッタの弟子である刀師氏聚落主が世尊を訪れたので、世尊はニガンタナータプッタがどんな教えを説いているのかと質問された。

別訳雑阿含131（大正02 p.424下）；ニガンタナータプッタの弟子である結集論者（造論姓）聚落主が世尊を訪れたので、世尊はニガンタナータプッタがどんな教えを説いているのかと質問された。

SN.042-009（vol.IV p.322）；ニガンタナータプッタはアシバンダカプッタ（Asibandhakaputta）聚落主を唆して、世尊を非難する。

雑阿含914（大正02 p.230中）；ニガンタナータプッタは刀師氏聚落主を唆して、世尊を非難する。

別訳雑阿含129（大正02 p.423中）；ニガンタナータプッタは閉口姓の聚落主を唆して世尊を非難する。

SN.044-009（vol.IV p.398）；婆蹉姓の普行沙門（Vacchagotta paribbājaka）は昔（purimāni）ニガンタナータプッタを含む六師から死後のことについて教えを受けたことを世尊に語る。

雑阿含105（大正02 p.031下）；外道の出家者仙尼は先1日、ニガンタナータプッタを含む六師から死後のことについて教えを受けたことを世尊に語る。

雑阿含978（大正02 p.253上）；商主外道出家はニガンタナータプッタを含む六師外道のところに行って「何が善知識か」と質問したが答えられなかった。世尊に質問して出家し解脱し阿羅漢を得た。

雑阿含1177（大正02 p.317中）；世尊はニガンタナータプッタを含む六師外道を邪見だと非難される。

別訳雑阿含052（大正02 p.390中）；世尊は王舎城におられた。そのとき96種の外道がいた。そのなかに乾陀（ニガンタナータプッタ）が数えられる。

別訳雑阿含071（大正02 p.399上）；祇園中に長髪梵志が7人、裸形尼乾が7人、1衣外道が7人いて、それぞれ立派な身体をしていた。そこで波斯匿王は恭敬した。

(裸形尼乾の7人のなかにニガンタナータプッタが含まれるかどうかは不明)

AN.003-074 (vol. I p.360) ; リッチャヴィ族のアバヤ (Abhaya) とパンディタクマーラカ (Paṇḍita-kumāraka) とは阿難のところに来て、ニガンタナータプッタの教え(過去の業を滅して新業を作らない)を紹介して、世尊はどんな教えを説かれるのかと質問した。

AN.008-012 (vol. IV p.179) ; 世尊がヴェーサーリにおられたときのこと。ニガンタナータプッタの弟子のシーハ將軍 (Siha senāpati) が師のもとを訪れ、世尊に会いたいと告げた。

AN.009-038 (vol. IV p.428) ; 2人の順世派の婆羅門が世尊を訪れ、プーラナカッサパ、ニガンタナータプッタは一切智者と言っているけれども真実かと質問した。

増一阿含033-002 (大正02 p.683上) ; 世尊が成仏して未だ久しからざるとき、舎衛城の月光長者に子供が生まれて尼毘子に見せたところ、薄福の子であるから殺せという。そこで世尊を訪ねる。

増一阿含040-009 (大正02 p.742中) ; 波斯匿王が世尊に会いに行く途中で、7尼乾子、7裸形人、7黒梵志を見て「阿羅漢」であるという。(このなかにニガンタナータプッタ本人が含まれているかどうか不明)

増一阿含042-003 (大正02 p.752中) ; (世尊入滅時) 須跋が世尊と六師とどちらが勝れているかと問う。

増一阿含043-007 (大正02 p.762上) ; 阿闍世王は耆婆伽の勧めで世尊に会い、かつて六師に説法を聞いたことがあるという。

増一阿含045-007 (大正02 p.773下) ; 尸利掘長者 (Sirigutta) は、尼乾子にそそのかされて釈尊の供養の食事に毒をもろうとするが、改心し、釈尊の弟子(優婆塞であろう)となる。(阿闍世王が登場する)

増一阿含047-003 (大正02 p.781上) ; 波斯匿王は世尊のところへ行き、尼毘子が自分のところに来て、世尊は幻術使いだといったと告げる。

増一阿含052-007 (大正02 p.826下) ; 波斯匿王が世尊を訪ね、尼乾子は身行・意行を計って、口行を計らないという。

Apadāna3-55-544 (p.502) ; ビンピサーラの子であるアバヤ (Abhaya) はニガンタナータプッタに唆されて世尊に会い、教化されて阿羅漢となった。

Jātaka150 'Sañjīva-j.' (vol. I p.508) ; 現在の話題としてニガンタナータプッタが登場する。

Jātaka246 'Telovāda-j.' (vol. II p.262) ; ニガンタナータプッタが登場する。

根本有部律「僧伽伐尸沙008」(大正23 p.691中) ; 年長大となった太子・実力士 (Dabba-amallaputta) は、尼健陀慎若低子を含む六師外道の各々を訪ねるが満足しなかった。それを知った世尊は、馬勝比丘 (Assaji) を遣わした。

五分律「受戒法」(大正22 p.114上) ; 仏が王舎城におられたとき。尼毘という裸行外道がいて、マガダの人々から尊崇を受けていた。舍利弗はやっつけてやろうと彼のところに行き、打ち負かした。彼は仏道を学ぼうとして、舍利弗の弟子の跋難陀 (Upananda) の弟子となった。(内容からしてニガンタナータプッタ本人ではなかろう)

- 五分律「受戒法」（大正22 p.118上）；跋難陀の弟子であった尼捷比丘は還俗してまた出家を希望した。（内容からしてニガンタナータプッタ本人ではなかろう）
- Vinaya「藥鍵度」（vol. I p.233）；ニガンタナータプッタの弟子であるシーハ將軍は世尊に会いたくなつた。ニガンタナータプッタの制止を振り切ってシーハ將軍は世尊に会つた。
- 四分律「藥鍵度」（大正22 p.871中）；尼捷の弟子の私呵將軍は師が引き留めるにも関わらず世尊に会つた。
- 五分律「藥法」（大正22 p.149中）；尼捷の弟子である師子將軍は、世間の評判を聞いて釈尊のもとにやって来る。尼捷が嫉妬心を起こして悪評をたてる。
- Vinaya「小事鍵度」（vol. II p.110）；王舎城の長者は大きな梅檀の木を得た。これで鉢を作らしむべし、というのでニガンタナータプッタなど六師外道たちがやって来た。そのとき、賓頭盧頗羅墮（Piṇḍola-ghāradāja）も目連のためにとて、鉢を取つた。
- 四分律「雜鍵度」（大正22 p.946中）；長者があり六師の弟子であつた。梅檀で鉢を作り、高いところに掲げて神通力ある者は取れといったが尼捷子など六師は取れなかつた。賓頭盧は目連と相談して鉢をとつた。
- 十誦律「雜誦」（大正23 p.268下）；樹提居士（Jotika）が梅檀で鉢を作り、高いところに掲げて神通力ある者は取れといった。尼捷陀若提子など外道は取れなかつた。賓頭盧は目連と相談して鉢を取つた。
- 四分律「雜鍵度」（大正22 p.952上）；梨奢（リッチャヴィ）が摩尼鉢を得て、世尊に布施しようとしたが受けられなかつた。そこで薩遮尼捷子（Saccaka-nigaṇṭhaputta）ら六師に与えたらどうかと助言するものがあつた。
- 五分律「雜法」（大正22 p.171中）；比丘たちは裸で浴した。尼捷のごとくして、風法あることなし、という非難が生じた。（ニガンタナータプッタ本人は登場しない）